

独立行政法人評価分科会（平成19年9月18日開催）議事録

1 日時 平成19年9月18日（火）13時30分から16時50分

2 場所 全国町村会館 ホールA

3 出席者

（独立行政法人評価分科会所属委員）

樫谷隆夫独立行政法人評価分科会長代理、森泉陽子独立行政法人評価分科会委員、縣公一郎、浅羽隆史、岡本義朗、河村小百合、黒田玲子、鈴木豊、玉井克哉の各臨時委員

（総務省）

関有一行政評価局長、白岩俊評価監視官、清水正博評価監視官、岩田博調査官、細川則明調査官

4 議題

（1）見直し当初案に関する府省ヒアリング（国土交通省）

（2）報告事項

5 配布資料

○ 見直し当初案＜国土交通省所管6法人（鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国際観光振興機構、水資源機構、空港周辺整備機構、海上災害防止センター、都市再生機構）＞

○ 樫谷分科会長代理

それでは、時間になりましたので、ただいまから、政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会を開会したいと思います。

本日、富田分科会長は所用により出席できないことになりまして、私が司会をさせていただきますと思います。よろしくをお願いします。

本日の分科会は、先日に引き続きまして、今年度の見直し対象となっております35法人の見直しの当初案に関する府省ヒアリングの一環といたしまして、国土交通省所管6法人の見直し当初案に関するヒアリングを行いたいと思います。

前回の分科会の際にも申し上げましたとおり、今後、当分科会として、主要な事務・事業の改

廃に関する勧告の方向性の検討を行っていく上で非常に重要な意味合いを持つものと考えておりますので、委員の皆様方にはぜひご協力よろしくをお願いいたします。

それでは、国土交通省所管6法人の見直し当初案につきましてヒアリングを行いたいと思います。

本日は国土交通省林部審議官初め、ご担当の皆様にお越しいただいております。

最初に、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の見直し当初案につきまして、その主要なポイントについて国土交通省からご説明いただき、その後、質疑応答を行いたいと思います。

それでは、全体の時間の関係もございますので5分程度、時間厳守でよろしくをお願いいたします。

○ 林部審議官

国土交通省政策評価審議官の林部でございます。独立行政法人の見直し素案につきましてはそれぞれの担当局よりご説明申し上げますが、最初に私から一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

本年の見直しは、いわゆる「骨太2007」の閣議決定に基づき中期計画の終了に際しての見直しとして、ただいまございましたように、所管6法人につき業務全般の見直しを行うものでございます。昨年度までの業績評価の内容につきましては、増大する行政ニーズに従って業務量が継続的に増加する中で、重点化などにより従来以上の質的水準の維持に最大限努めながら、人件費の抑制等の方針に従って懸命の努力を継続して、業務の効率化・合理化を進めております。一般管理費の抑制などほぼすべての項目につきまして、中期目標の水準に対し順調に費用の削減等を行いながら、本来の業務を着実に実施してまいりました。当省の独立行政法人評価委員会からも、その努力、実績につきまして客観的な評価を受けているところでございます。

また、今回の見直しに当たりましては、8月10日に閣議決定されました独立行政法人整理合理化計画の策定に関する基本方針に従いまして、改めて社会・経済情勢一般、各独法を取り巻く事業の外部環境などを踏まえて業務全般にわたります詳細な検討を、6法人すべてにおいて実施いたしまして、その結果として業務の重点化、効率化、合理化、経費の削減などに関する今後の取組案を作成したところでございます。

これから順次、6法人につきましてその見直し内容をご説明させていただきますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

○ 瓦林課長

それでは、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を担当しております、鉄道局財務課

長をしております瓦林と申します。この法人に関しましては複数の局で担当してございますが、ご説明を効率化するために私から一括してご説明させていただきます。

それでは、座らせていただいております。

資料でございますが、見直し素案の概要という縦長の文書の2枚目をご覧くださいと思います。今後の見直しに向けた考え方でございます。個別に補足しながらご説明させていただきます。

まず初めに鉄道建設等業務でございますが、新幹線鉄道等の鉄道施設の建設につきましては、今後も新技術の開発とその活用等に努めまして、コストの縮減を引き続き進めるということにしております。既に事例といたしまして、平成14年に開業いたしました東北新幹線の盛岡―八戸間、この工事につきましては教育、設計、発注、施工、こういった各段階における努力によりまして、認可額の4,735億円に対しまして、実際の工事費用は170億円減の4,565億円とすることができました。

それからもう1つ、民鉄線建設に係る鉄道事業者からの債権回収でございます。これにつきましては、以前、一部から鉄道事業者が期限前返済を行いやすくなるようにすべきとのご指摘を受けていたところでございますが、債務者である鉄道事業者からの期限前返済の平易化に向けてその手続きを整備して、当該業務を着実かつ効率的に進めるよう、現在、検討を進めてございます。なお、その整備に当たりましては、債務者である鉄道事業者に期限前返済を行うかどうかという意向があるかを十分に踏まえた上で、債務の着実な返済、あるいは債務者である他の鉄道事業者に対する不利益が生じることがないようにしたいと考えてございます。

次に鉄道助成業務でございます。これにつきましては学識経験者から成る第三者委員会を平成16年2月に設置しております、年2回、業務実施状況に対しまして審査、それから評価を行っていただいております。ここからの改善意見は、直ちに業務運営に反映させる体制としておりまして、例えば審査マニュアルの改善の一環として審査チェックシートというものをつくりました。これによって業務の効率化の向上を図ってございます。またその内容につきましてはホームページ上で公表するなど、透明性の確保に努めているところでございます。

次に特例業務についてですが、これは旧国鉄の清算に係る業務でございます。この業務における旧国鉄の土地の処分につきましては、都市計画事業の工程からやむを得ず処分できない限られた物件を除きまして、次期中期計画期間内にすべての資産処分を完了いたします。なお、地方公共団体との調整につきましては、中期計画期間中に完了させることとしております。

次に基礎的研究等業務でございます。これにつきましては、平成19年度中に運用開始予定の「府省共通研究開発管理システム」を活用することによりまして、公的研究費の不合理な重複でありますとか過度の集中の排除を徹底しまして、適切な業務運営を図るところでございます。ま

た研究課題の事後評価につきましては、その評価に当たります基礎的研究審査委員会の委員の一部を、中間評価を担当する委員以外とすることによりまして、評価の客観性の向上を図るべく、検討中でございます。

続きまして高度船舶技術開発等業務でございます。これにつきましては、昨年度の政策金融類似業務の見直しの中で政策評価・独立行政法人評価委員会などから指摘を受けているところございまして、現在、それらを踏まえて、この業務全体の在り方について早急に結論を得るべく検討中でございます。

次に内航海運活性化融資業務でございます。これにつきましては、同じく昨年度の政策金融類似業務の見直しの中で政策評価・独立行政法人評価委員会などから借入金の抑制に係る指摘を受けまして、現在、これらを踏まえた措置として、この業務に係る民間金融機関からの融資に対する政府保証額が前年度以下となるように監督しているところでございます。

最後に船舶の共有建造等業務でございます。これにつきましては、平成16年に策定した船舶勘定見直し方針に基づきまして共有建造制度の抜本的な見直しを図って業務の効率化、財務改善を進めてきております。

今後は一層の業務の効率化等財務改善に努めるとともに、民間金融機関で行われているリスク管理手法を参考にいたしましてリスク管理体制の強化を図ることにしております。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

○ 樫谷分科会長代理

ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして鉄道建設・運輸施設設備支援機構の見直し当初案につきまして、ご質問などがございましたらよろしくお願いたします。では、鈴木先生。

○ 鈴木臨時委員

ありがとうございました。それでは、2点、最初にお聞きしたいのですが、まず都市鉄道利便増進事業についてです。平成18年度からの利便事業につきましては、国土交通大臣が認定した3事業のうち、2事業を現在行っているということですが、民間でできることは民間にゆだねるということになっているわけで、したがって今後の事業見通しについてどのように考えておられるのかということが第1点です。

第2点は受託業務適正化ということに関連するご質問です。平成18年度の財務諸表だけではなくて過去からの財務諸表をみてみますと、かなり高額な受託業務収入があつて、そして全く同額の受託業務費が計上されているということで、これはいわゆる自己収入の確保という観点か

ら受託業務を行っているということかもしれませんが、収入と業務費が一致しているということでは、自己収入の確保になっていないのではないかと私どもは考えるということです。それからまた金額も、400億円を超えるようなときもありましたが、18年度では250億円程度になっております。これは他の業務の遂行に支障のない範囲で行うということになっているわけですが、これはそれをもう超えているのではないかということになりますし、そしてまた、ここでは当然、人件費がかかっているわけですので、これに対する人工（にんく）というのでしょうか、あるいは人件費というものがどのようになっているのか、これについてご説明をお願いしたいと思います。それから、このような形で行われているのは、何のためにこのような受託業務を行っているかというようにも考えられますので、これについてご回答をお願いしたいと思います。

○ 檜谷分科会長代理

それでは、それにまず答えていただいて、その次に河村先生ということで。簡潔に。

○ 瓦林課長

2つご質問いただきました。都市鉄道利便増進事業の関係、それから受託事業の関係でございます。

まず、都市鉄道利便増進事業の関係でございますが、これにつきましては、今後の事業の見通しについて申し上げる前に事業制度について簡単にご説明させていただきます。

この都市鉄道利便増進事業というのは、平成17年度に新しく「都市鉄道等利便増進法」という法律ができて、この中で導入された新しい事業方式でございます。今あるいろいろな鉄道施設にいろいろ施設、路線がありますが、特色として既存ストックの有効活用、それから受益活用型の上下分離といった2つのことを大きな特色としておりまして、効率的、効果的に都市鉄道ネットワークの高度化を図っていくという事業でございます。

具体的な機構の役割ですが、既存の路線を結ぶ連絡線のようなものを都市鉄道施設として建設しまして、完成後に保有して、さらにその実際の運行を行う鉄道会社に対して、鉄道会社が受ける受益の範囲内で設定した貸付料で施設を貸し付ける事業でございます。法律上はこの機構のみならず民間企業でもできるのですが、実際は、もともとこの事業そのものが整備の意義は高いものの、単体では採算性を確保できないということで、法律をつくって導入した事業でございます。したがって、民間事業者の参画を想定することは困難であると考えております。民間事業者が国とか地方の公的補助を受けられないという、またほかの予算の制約があるものですから、その参画を期待するということはますます困難であると考えます。

そうしますと、機構が果たしている役割を都市鉄道利便増進事業の中で担えるのは、あえて申

しますと第三セクターでございます。第三セクターか機構が、公的主体ということで可能になってくるのですが、第三セクターにつきましては地方自治体で新しく三セクを設立することに消極的である、あるいは財政上なかなか困難であるという事情があります。したがって、地方自治体サイドではそのようなニーズがないという状況でございます。

機構の場合は、新幹線ですとか、あるいはこれまでの都市鉄道の建設や、建設のみならず保有・管理に豊富な実績を持っておりまして、むしろ自治体あるいは鉄道会社から事業への参画を求められてやっているということでございまして、今後もこういった要請はあり得るものだと考えてございます。国土交通省としまして、機構は引き続き、利便増進事業を通じた都市鉄道ネットワークの質的な充実を図っていく上で、その主体として有力な選択肢、あくまで選択肢でございますが、そのように位置付けております。

それから今後の事業見通しでございますが、この前申しましたとおり、自治体あるいは鉄道会社の協議結果次第でございます。今は、先ほど指摘ございましたとおり相模鉄道とJRの直通線、それから相模鉄道と東急の直通線の2つのプロジェクトの整備を進めておりますが、加えてほかに、東京圏以外の大都市圏での複数のプロジェクトにつきましてこの制度を活用して事業化したいということで、幾つか自治体とか鉄道会社が検討を進めております。

新しく事業実施が決まったといっても、制度上、直ちに機構の参加が決まるわけではございません。あくまでプロジェクトごとに関係の自治体ですとか鉄道会社、あるいは機構も含めて協議が行われまして、この連絡線の建設は機構にやってもらいましょうということでコンセンサスができた場合に限り、機構が参加するという見通しになっております。

それから受託業務につきましてご説明させていただきます。財務諸表上の処理につきましては、先生ご指摘のとおりでございます。受託業務費の内訳でございますが、受託業務費の内訳としまして実際の建設コスト——実際の建設コストは建設会社等への外部への支払いという意味でのコスト、これとあと機構内部のコストの2つがございます。これは財務諸表上、分けてございません。その結果、受託収入と受託経費が全く同じになっています。

したがって私どもといたしましては、受託収入のうち機構内部のコストに相当する部分が自己収入に該当すると考えてございます。もちろん、この中には機構としてコストを超えるような利益は含まれておりません。

ほかの業務の遂行に支障のない範囲を超えているのではないかとご指摘がございます。これにつきましては、18年度でみますと受託業務収入として約250億円計上してございますが、このうち約20億円は研究委託調査——政府ですとか、国から、あるいは地方自治体からの委託調査によるものでして、残りの約230億円が鉄道建設工事による受託工事による収入でございます。ただ、機構の鉄道建設業務全体をみますと、新幹線をはじめとして総額で年間3,000

億円の鉄道建設事業を行っております、この事業費規模と比較しますと、受託業務の事業規模は1割未満の規模ということで、他の業務の遂行に支障のない範囲であると考えてございます。

人件費等につきましては、データでございますので簡単に申し上げます。18年度の場合ですと、職員数で120名強、人件費で17億8,200万円強になってございます。

以上でございます。

○ 榎谷分科会長代理

ありがとうございました。鈴木先生よろしゅうございますか。何かちょっと納得できないところはありますか。

○ 鈴木臨時委員

また後で。

○ 榎谷分科会長代理

この件については全体の話ですから、後でまた事務局を通して、お願いしたいと思います。

次に鉄道助成事業についてですが、この補助金の執行主体ということで、当然、補助金を執行するためには補助対象になる鉄道の整備状況を国も把握しなければいけないし、この機構も把握する必要がありますよね。これは重複していませんか。人員なりコストが結果的に重複して見積もられているのではないかと思うのですが、この国と機構との役割はどのようになっているのでしょうか。

○ 瓦林課長

鉄道施設を建設する場合、チェックする対象として国の地方運輸局と機構がそれぞれチェックを行っておりますが、ただ、この両者は全く根本的に違うことをみているということをまずご理解いただきたいです。

運輸局が行う検査は当該施設ができあがって、あるいはできあがる前の計画段階で、鉄道を運行するに際して安全な基準を満たしているかどうかという観点でチェックいたします。要は、鉄道施設の安全性に関する技術基準が法令で定められておりますが、この安全基準に適合しているかどうかをチェックするのが運輸局の役割でございます。これに対しまして機構が実施する審査というものは、この補助事業について補助金適正化法、あるいは、いろいろな補助金がございます。補助金ごとに交付要綱というルールがございますので、これに照らしてその補助金が執行されるプロセスが正しいかどうか、法律どおりになっているかどうかをチェックしております。

すなわち、その両者におきましては目的とか観点とか業務内容とかタイミングが全く違うということをご理解いただければと思います。製造業の会社で申しますと、いわば製品安全部のようにできた製品が安全かどうかをチェックする部署と、それから物をつくる工程管理する上で、途中、適正なコストで調達しているかをチェックする経理部的なものという両者の違いがございます。ですから、両者を兼ね合わせることはできないと考えてございます。

○ 榎谷分科会長代理

これにつきましても、むしろ一本化したほうが効率的にできるのではないかという意見もありますので、それについては後でまたご質問いただきます。河村先生、どうぞ。

○ 河村臨時委員

次に高度船舶技術開発等業務についてお尋ねいたします。8月末にお出しになられた見直し当初案のところでも「早急に結論を得るべく検討中」となっておりまして、今、ご説明を拝聴しておりましてそのようなご説明だったと思いますが、特に方向性と今の段階で何かお伺いできることはございませんでしょうか。

○ 坂下課長

お答えいたします。高度船舶技術業務は民間における船舶技術の開発の支援のための制度ということでございまして、政策的なメニューとしては研究開発への助成、それから新技術の実用化への助成、利子の補給、債務保証という4つのツールを設けてございます。特に昨年の金融政策類似業務の見直しの際に、業務実績等も踏まえてその政策手段としてのニーズ等検討して、業務全体を総合的に見直しなさいというご指摘をいただいております。現在、このご指摘を踏まえまして、ニーズの高い分野に業務を重点化するという方向で検討を進めておるところでございまして、お手元の資料にも若干記述させていただきましたが、内航船の共有建造業務と一体的に実施することで効果を上げております研究成果の実用化支援に重点化を図る方向で、現在、検討を進めておりまして、早急に結論を得るようにしたいと考えております。

以上です。

○ 榎谷分科会長代理

どうぞ、河村委員。

○ 河村臨時委員

今のように重点化と伺うと、何をどう重点化するか分かりません。

それで、今、ご説明いただいたのに大変恐縮ですが、手続き上の非常に重大な問題だと思えますので、林部政策評価審議官にお答えいただきたいと思えます。

私もここ数年、独法の評価の審議に参加させていただいておりますが、9月の分科会の非常に貴重なディスカッションの場に、検討案の内容が各省で検討が間に合わないというのは初めてでございます。このようなことは例がございません。このような貴重な公開でディスカッションする場において、国土交通省としてのお考えを示されないということは非常に残念に思います。いろいろなほかの政策との関連であるとか、ご検討が非常に大変であろうことは拝察申し上げますが、ほかの省からご覧になったときにも、9月の分科会でのディスカッションに間に合わなければ間に合わないで構わないのだと、そこで何か公開でのディスカッションを免れて旧来どおりの政策がそのまま温存されてしまうようなことというのは、非常にまずいのではないかという気がいたしております。

これは、今ご説明いただいたように、私どもでも昨年からは、これらの業務が重複していることであるとか、実際の実績がどうも乏しいということとか、それから政策上の効果も疑問符がつくのではないかといったことがありまして、廃止を含めた抜本的な見直しをお願いしているところでありまして、今は重点化という非常にやんわりした表現でのお話ですが、今日の段階でそちらとしてのお考えを具体的に伺えない以上は、私どもがこれまで指摘させていただいた方向できちんと検討していただけるということでご理解させていただいてよろしいでしょうか。

○ 林部審議官

十分な検討ができてないのではないかというご指摘で、申し訳なく思いますが、早急に検討してお返しさせていただきたいと思えます。

○ 樫谷分科会長代理

いつごろですか、早急というのは。

○ 坂下課長

現在、これは民間の事業者に対する支援ということもございまして、民間の事業者の意見等も聞きながら最終的な詰めを行っておりまして、可及的速やかにご報告をさせていただきます。

○ 樫谷分科会長代理

よろしいですか。そのほかにもございますでしょうか。

○ 河村臨時委員

続きまして、船舶共有建造業務についてもご質問をさせていただきたいと思います。

船舶共有建造業務につきまして、機構にお伺いしたときとか、これまでの分科会等での審議等を通じていろいろ勉強させていただいて、なかなか解決が難しい業務であろうということはよくこちらでも理解しているつもりではおります。ただ、いろいろ貸し倒れの問題とかがあって建造時における信用リスクの審査を厳しくされていることと、中小の業者の事情等をかんがみると、政府として手を差し伸べなければ船の建造ができないということはこれまでの分科会等でも伺ってきたところではあるのですが、そのような中小の弱い業者を助けるという政策でありながらリスク審査を厳しくするというのは、ある意味で相反しているような方向を向いているような気がしてなりません。ですから、その辺の解決策として何か具体的なことをもう少しお考えでないのかどうかをお尋ねできればと思いますが、いかがでしょうか。

○ 河村室長

お答えいたしますが、おっしゃるように、この制度の目的がそもそも資金面、技術面もあるわけですが、そういったものから、自らの力ではなかなか建造・修理が困難なものに対する支援ということではありますが、もちろん、当然だとは思いますが、事業としての継続性にそもそも疑義があるような事業者までも支援の対象とするものではないと思います。審査の厳格化も、本来行うべき審査を徹底しているというもので、直接矛盾というものではないと思います。

もう少し敷衍して申し上げますと、特に今、技術と資金と申し上げましたが、資金面で国内事業者において一番の問題となりますのは、民間の金融機関では、船舶の使用期間が15年程度にわたりますので、こういった長期間に合わせた長期の固定・低利の資金供給が困難であるということでありまして、まさにこの点を補完することに、資金面からの機構の業務の一番の役割があるのではないかと思います。

確かに審査を厳格化したことによりまして、ある程度の、一定の力のある事業者を対象を絞り込むということになっておりますが、ただこうした事業者でありましても、船舶に合わせた長期の固定の低利の融資の供給というのは、その事業者の力とは別に、今の民間金融のメカニズムからなかなか困難であろうかと思っております。

このようなことを考えますと、一方で審査の厳格化は進めなければいけないわけですが、一方で、このような長期にわたる資金の提供に対する補完という形で、将来にわたって事業を継続して社会的要請にこたえる業者を支援していくという役割は、果たしていけるのではないかと思います。

○ 樫谷分科会長代理

どうぞ、河村先生。

○ 河村臨時委員

まだこちらのほうとしても腑に落ちるという感じではないのですが、さらにお尋ねします。

この見直し当初案では、諸外国における公的主体による実施状況という欄があって、この点についても記述してくださっていて、「自国海運の整備近代化は各国共通の重要な政策課題であり、米国や欧州諸国においても公的支援を実施」となっているのですが、いろいろ制度等をみていると、政策金融的な政策手段のアプローチが政策目的になじむ分野ではないのではないかなという気持ちで考えておりますが、ほかの国についてはどのような形でやっているのかということ、もう少しご説明していただけますでしょうか。

○ 河村室長

事情はいろいろ違いまして、我々も完全に各国を把握しているわけではありません。日本のような内航海運と違って、各国ではそもそも内航海運と外航海運が一緒であったりですとか、あるいは内航が河川水運中心であったりとかいろいろありますが、各国とも税、それから金融について、特にヨーロッパが中心になりますが、施策は講じられております。日本の内航も独特ですが、各国の内航水運もなかなか独特でありまして、クリアにこうだということが、今の時点で詳細にご説明できるのではないのですが、いずれにせよ、欧州、特に大陸各国では、それぞれの国に応じて施策が講じられているということまで確認しております。

○ 河村臨時委員

もしできましたら、今後検討を進めていく上で、内航外航との関係とかは国によって違うと思うのですが、弱小業者を助けるということが国の政策目的として必要という認識で何らかの政策運営が行われているとすれば、今、税とか金融とかという手段をおっしゃったのですが、補助金を組み合わせるとかいろいろなアプローチが取られているのではないかと思いますので、ぜひ今後、そのようなところを詳しくお調べいただいて、事務局経由で結構ですので、お教えいただければと思います。

○ 樫谷分科会長代理

よろしいですか。

それからあと特例業務ですが、特例業務の運用について努力するという事で戻られたと思うのですが、それについては特に今回、見直し当初案については書いてないのですが、どのような整理の仕方をされようとしているのですか。これが1つ目です。

それから、ライフサイクルコストを削減すると書いてあるのですが、これはどこがどう削減されたのか見えません。この前視察に行ったときに、実際の削減というより、どうもシミュレーションの世界ではないかと思ったのですが、その点についてはいかがでしょう。

○ 篠部参事官

1点目の特例業務の運用についてでございます。前回もご説明申し上げましたとおり、特別な国鉄改革スキームの中での長期、多額にわたる現金追加費用等の支払い、あるいはアスベスト被害など新しい問題に対するものも含めて業務災害補償等、あるいは国鉄不採用問題の賠償、民事訴訟などの提起など、新しい項目を含めて、長期・安定的に国鉄改革スキームに基づいて、限られた財源の中で、将来にわたり確実に履行する義務という理解をしておりますので、運用につきましても、法律に基づいた安定的かつ安全な運用をどのような形で最大限やっていけるのかというところで、さらなる努力をしていきたいと考えております。

具体的には、従来、委員からご指摘があったように、国債を短期で買うだけであったということをご反省しまして、長期において、例えば10年ラダー型ポートフォリオなど、専門家のご意見をいただく場をつくりまして助言をいただきながら、具体的に多様な債権を保有していくことも含めまして、安定的かつ安全な運用の中で、最大限の効率的な運用に努めていきたいと考えております。

○ 瓦林課長

次にコストの関係でございます。

これにつきましては、ご指摘のとおり、先ほど例として簡単にご紹介しましたが、過去の鉄道建設の工事について、結果的にこのような努力をしてこれだけのコストの削減ができましたというのは、今回の分科会にお示しするような形で改めて確認したようなところがございます。これについてはどんどん世の中にアピールしなければいけないというご指摘もごもっともでございますので、公表の方法について、どのような方法がいいのかはこれから検討しますが、ぜひ前向きに考えさせていただきたいと思っております。

○ 榎谷分科会長代理

よろしゅうございますか。鈴木先生、どうぞ。

○ 鈴木臨時委員

要望と質問です。

まず1つ、最初の利便事業について、選択の問題だということで、ご説明は抽象的には分かりましたが、具体的には分かりません。選択したものがこの2つだということであれば、選択してないものもあるということですから、その選択してないものについて、今日ここでご説明しなくても構わないですから、後で事務局へ、例えばどのような場合は選択し、選択してないということをお示しいただきたい。

2つ目はコストの削減についてです。今、分科会長代理からお話がありましたが、私も、ヒアリングでお話を聞いたときには、仙台空港線が72億円を削減したということだったのですが、これは何となく、当初きちんと設計がされてなかったような感じも受けました。そこでヒアリングではそのような質問をさせていただきました。

ということで、結果論としてのコスト削減ではなくて、このような削減目標でやるのだということで、そしてその結果どうだったということではなければ、業績評価はできないわけです。したがって、結果論ということではなくて、削減目標、あるいは具体的な指標を出して行うということについて、今後、考えていただきたいです。

それから、整備新幹線の状況です。膨大な資金が投入されているわけで、国民に分かりやすく開示していただきたい。これは要望です。

最後にもう1つ質問ですが、基礎的研究業務についてです。採択された平成18年度のものがありますが、私どもとしては、国土交通省にいろいろな研究所があるので、あえてこの独法でやらなくても、ここに出ている課題については国土交通省関係の研究所で実施できる、あるいはすべきなのではないかということで、廃止の方向で検討すべきではないかと考えているのですが、この点だけ回答いただけますか。

○ 瓦林課長

すみません、1点だけ。先ほどの都市鉄道利便増進事業の関係につきまして、ここで簡単にお話しできることがございます。

先ほど、3つのプロジェクトのうち2つだけという話がございました。これは実は、法律上、この利便増進事業には2種類あります。1つが線路をつくる短絡線整備という事業で、もう1つは都市再開発と一緒にやっている駅の整備という事業でございます。当然、駅の整備は規模が局所的で小さいものでございます。先ほどおっしゃられた3つのうち、機構が参加していないのは駅の整備で阪神三宮の駅の整備ですが、これは規模が小さく第三セクターでもできるということ

で、第三セクターがやっています。他方、線路を結ぶ短絡線の整備は先ほどの相鉄とJR、あるいは相鉄・東急を指しますが、これは機構でしかできないということで、関係者が協議した結果、機構に任せるということになってございます。

○ 田村技術安全課長

基礎的研究業務についてのご質問でございますが、国土交通省所管の研究所のみから公募するのではなくて、大学、民間企業を含めて幅広く公募しており、基礎的段階においては、研究者個人の研究のアイデアが非常に重要となっております。政府の「イノベーション25」及び第3次科学技術基本計画においては、いずれも閣議決定されておりますが、その中におきましては、当該業務のような競争的資金制度については、これを拡充するというのがまず1点指摘されてございます。

それから2点目としては、透明・公正な審査体制で評価を行いなさいと指摘されております。本年6月に総合科学技術会議において、「競争的資金の拡充と制度改革の推進について」が策定されておりますが、そこでは、研究所で実施するのではなくて、独立した配分機関で行ってくださいと言われております。研究しているところが資金配分機関として研究課題を公募するというのは、利益相反の問題など望ましいものではございません。やはり中立公正という意味では、研究機関から独立していることが、非常に有意義な制度であると思っております。

そのようなことから、研究所に実施させるという性格のものではなく、独立させた配分機関である本法人で実施するというのは、他省庁含めまして、同様の方向で現在進めているところでございます。従いまして、閣議決定された「イノベーション25」等に基づいて、競争的資金である本制度については、独立した配分機関である本法人で引き続き実施して参りたいと考えてございます。

本基礎的研究業務では、国土交通省所管の研究所は専門として持っていないような、人間工学とか光学、化学という非常に多方面のご提案もいただいております。基礎的なシーズを収集するという意味では、大学、民間企業を含め幅広く新たなアイデアを公募するのが基本的な政策と考えてございます。

○ 樫谷分科会長代理

河村先生、どうぞ。

○ 河村臨時委員

民鉄線建設にかかわる鉄道事業者からの債権回収について、期限内返済の平易化に向けてのお

話があったのですが、簡単に枠組みをお尋ねしたいと思います。期限前返済というのはペナルティーを取るような、財投でよくやるような形で、将来の利息分というのを合わせて払うという形でしょうか。それとも、そうではないのでしょうか。その点を簡潔にお教えいただければと思います。

○ 瓦林課長

簡潔にお答えします。期限前返済する場合は、当然、財投の部分がございまして、この部分につきましては、もし鉄道会社のご要望で期限前返済をあえてしたいということであればその分は払っていただくという構想でしております。

○ 檜谷分科会長代理

よろしいでしょうか。

まだたくさんあると思いますが、時間の都合もありますので、鉄道建設・運輸施設整備支援機構について、ここでいったん議論を打ち切らせていただきたいと思います。本日はありがとうございました。

続きまして、国際観光振興機構の見直し当初案の主要なポイントにつきまして、5分程度でご説明いただきまして、その後質疑応答と行いたいと思います。それでは、時間厳守でご説明をお願いしたいと思います。

○ 平田課長

国土交通省国際観光課長の平田でございます。よろしくお願いたします。

国際観光振興機構、JNTOについてご説明いたします。資料は3枚目、4枚目を使ってご説明いたしたいと思います。

まず、国際観光振興機構の業務であります、外国人観光客の来訪促進ということでございまして、なかなか国民の皆さんの目に見えにくい活動を行っております。それではまずこの3枚目で、JNTOはどんな活動を行っているのかについて簡単にご説明いたしたいと思います。

①のところでありまして、インバウンド・ツーリズムを担う唯一の専門機関ということでございます。今年の6月に閣議決定されました観光立国推進基本計画の中で、「外国人観光客の来訪促進の中核を担う我が国の政府観光局」と位置付けられております。

この外国人観光客の来訪促進というインバウンド・ビジネスの規模であります、JTBや日本旅行といった主要旅行会社の年間6兆円の売り上げの中で、外国人のインバウンドにかかわるものは0.5%程度の300億円ということでございます。それから、我が国のエアラインの外

国人に対する売り上げ収入は全体の10%程度でありまして、なかなかインバウンド・ビジネスの振興のために積極的な投資を行うという民間部門は見出しがたいというのが現状でございます。

一方で、地方自治体、それからホテルも含めました観光関連企業については、JNTOの中立公平な立場からのプロモーションすることに対する期待は高く、賛助団体あるいは会員は200を超えるといったことでございます。

以上、インバウンド・ツーリズムの専門機関ということでございます。

右に移っていただきまして、②のところ、JNTOのネットワークでございます。情報発信という点では、JNTOの海外事務所は旅行会社ですとかメディア、海外のジャーナリスト等のキーパーソン5,000名のデータベースを保有しておりまして、日本観光に関する最新情報を発信しているところでございます。それから、外国人観光客が日本を旅行しようとしたときにはJNTOのウェブサイトを参照するわけでありまして、これは年間4,000万以上のアクセス実績ということで、地方自治体等からのバナーリンクの要請も多いという現状でございます。

2点目でありまして、災害発生時、SARSですとか中越沖地震のときには、迅速に外国人観光客の不安を静めるべく、情報発信に努めてきたところでございます。

左下に移っていただきまして、JNTOの事業を民間で行うことの難しさという点でございます。先ほど、市場規模としてインバウンドが割に合わないということを示したわけでありまして、JNTOの活動としまして、海外の旅行会社のツアーの造成計画、販売実績、あるいは今後の計画といった企業戦略に関する情報を得まして、共同したプロモーションを展開するということがございます。この場合、仮に日本側でJTBなり日本旅行という特定の旅行会社がこういった政府観光局の役割を担うといった場合には、そこと結びついている旅行会社のプロモーションだけということになりまして、競合事業者と結びついている海外の旅行会社の情報はなかなか入りにくい事態になるのではないかとございます。

それから3点目でございます。JNTOの海外事務所で手がけている事業はパイオニア的なツアーの開発ということで、直ちに利益に結びつきがたいのですが、潜在的な市場力があるのではないかと考えておりまして、こういった事業も手がけております。ここに例で挙げておりますが、沖縄のハネムーン旅行等といった中長期的に売れるものはなかなか民間ベースには乗りにくいのではないかとございます。

それから、先ほどJNTOはキーパーソン等のデータベースを保有していると申し上げましたけれども、こういったネットワークを利用した訪日招請事業も効率的に組むことができるということでございます。

4点目でありまして、これは観光立国推進への貢献ということでもあります。これはビジット・ジャパン・キャンペーン(VJC)事業の中でJNTOがこういった役割を果たしているのかと

ということとも関連するわけですが、J N T Oの海外事務所は日常的な情報収集活動に基づきまして市場の情報を収集しているところでございます。こういった市場の情報に基づきまして、実際にビジット・ジャパン・キャンペーンで実施されている事業の提案を行っているところでございます。

一番下の「V J C事業への貢献」というところですが、18年度で見させていただきますと、V J C事業は海外で90件程度行われておりますが、このうち、J N T Oの海外事務所から行われた提案に基づくものが75件となっております。残り15件、これは広告事業ということで、アサツーですとか電通といった広告会社が提案してきたものであります。その実施に当たってはJ N T Oの海外事務所と連携して行っているものでございます。

それから、2つ目の事業パートナーへの商品造成の働きかけとコンサルティングですが、これは海外事務所で主に行っていることで、海外の旅行会社への研修・支援、あるいはジャーナリスト等への便宜供与、海外でプロモーションを行う自治体へのコンサルタントといったことをやっております。後ほどご説明いたしますが、V J C事務局という組織がございます。これは民間からの出向者、あるいはJ N T Oからの出向者から成る合計で11人の組織で東京にございまして、海外のネットワークは有しておらず、海外事務所はありません。こういったビジット・ジャパン・キャンペーンの業務に当たって、J N T Oのネットワークを活用した提案あるいはサポートというものの役割は大きいと思います。

以上、J N T Oの果たしている役割について若干説明させていただきましたが、業務効率化の取組ということで見直して考えていること、あるいは今までの実績を簡単にご説明したいと思っております。

まず今までのところでありますが、業務経費、一般管理費の削減でございます。運営費交付金対象業務経費については、14年度比で5%程度削減という目標を上回って、18年度までで7%削減という実績でございます。それから一般管理費については、14年度比で13%削減という中期目標に照らしまして、18年度までに11.3%削減ということでありますので、これはほぼ目標の達成は確実と考えております。

人件費の削減につきましてですが、ラスパイレス指数については、機構が発足した15年度125.9から、18年度は105.3と、引き下げを着実にしているところでございます。

最後の3つ目ですが、J N T Oは独立行政法人化以来、理事長は民間から既に2代目を迎えております。それから民間からの中途採用、出向者受け入れも積極的に進めまして、民間の経營業務手法を吸収してきたところでございます。

今後の業務効率化の取り組みでございます。組織運営の効率化ということで、事業本部と企画本部の2本部制を導入いたしまして、現在、6部で構成されております本部の体制を、市場に即

した形で再編したい、これはスリム化を図りたいということでございます。

2点目、これは今回お話しする事柄であります。V J C事務局の機能については、これはJ N T Oの本部の機能と重複するのではないかとのご指摘をかねがねいただいていたところですが、これについては、できるだけ早くV J C事務局を廃止するという形で進めたいと考えております。その機能につきましてはJ N T Oに引き継ぐということでございます。V J C事務局は、先ほど申しましたように、民間等からの出向者10名程度で構成されているわけですが、民間からの出向者について人件費はすべて民間の負担ということになっております。それから、V J C事務局は法人格のない任意団体という形になっておりまして、民間のほうからも、J N T Oへの出向者、それからV J C事務局への出向者と、二重に出向者がおりますので、民間の要望も受けまして、これを解消したいということでございます。

3点め、自己収入の確保ということでは、賛助金収入の増加、ウェブ収入の増加等を図りたいということ。

4点目は海外宣伝事業への重点化ということですが、J N T Oの最大の資産は海外のネットワークであると考えておりますので、こちらに資源を配分したいと考えております。具体的には、定員を手厚くしたいということでございます。

それから5番目は個人旅行者増への対応としまして、ウェブ戦略といたしましてウェブの充実化を行っていききたいといったことでございます。

以上でございます。

○ 樫谷分科会長代理

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、J N T Oの見直し当初案につきまして、ご質問などがございましたら、どなたからでも発言をお願いしたいと思います。

河村先生、どうぞ。

○ 河村臨時委員

ご説明ありがとうございました。今伺ったところで、この分野、国として国際観光の振興に力を入れている政策をおとりになられているということは、我々も十分理解しております。

ただ、やはり最大の問題は、この機構とV J C事務局が重複していて、それをどうするかということで、我々も指摘をしまいたし、各経済界などからも指摘があったところだろうと思います。それに対して、今回、このような形で一本化の方向性を打ち出されたということは、評価させていただきたいと思っております。

ただ、我々としても、実はいろいろ内部でディスカッションをしたのですが、厳しく独法を見直すという流れがある中で、一本化するとしてどちらを残すのがいいのかということは、私どもでも大変議論をいたしました。今回、国土交通省でお考えになられた案というのは、V J C事務局を廃止してJ N T Oを残すということですが、我々が、実際に事務局にもお邪魔させていただいたりしていろいろお伺いすると、実質的にお仕事をしていらっしゃるのは、V J C事務局のウエートが高いのではないのかと、失礼かもしれませんが、そのような印象を受けたのですが、そちらを廃止してJ N T Oに持ってくるということはなぜなのかということですね。

もう1つ、概算要求をされているのでしょうか、観光庁を設立されるというお考えを国土交通省としてお持ちであるというようなことは、マスコミの報道等で聞いておりますが、そうやって国の本省で体制を強化されるのであれば、V J C事務局は本省と密接に活動してらっしゃるというお話でしたので、なおのこと、こちらを残してJ N T Oを廃止というように考えてもいいのではないかと思います。これに対してはどのようにお考えになりますでしょうか。

○ 榎谷分科会長代理

どうぞ。

○ 平田課長

まず第1点目の、なぜV J C事務局をJ N T Oにくっつけるかといいますか、V J C事務局を廃止するのかという点でございます。確かにビジット・ジャパン・キャンペーンが始まった当初、J N T Oに果たしてこういった事業を任せておけるのかといった声が高かったのは事実でございます。これは2003年当時であります。それ以来、J N T OもV J C事務局あるいは民間の事業パートナーの方々とキャンペーンを進めていく中で、民間の手法といいますか、効率的にスピーディーに事業を運ぶといったことを身につけてまいりました。先ほども申しましたように民間からの中途採用は即戦力になるという意味で中途採用を進めてきたわけではありますが、こういったことも進めてきた結果、V J C事務局が今まで果たしてきたような機能はJ N T Oの本部でも引き継げるのではないかとということでございます。

それから、J N T Oが民間のノウハウを身につけてきたということに加えてもう1つ言いたいのは、もっと大事なことで、V J C事務局には海外のネットワークがないということです。先ほど、V J C事務局が中心になって働いているのではないかとということだったのですが、実はV J C事務局でいろいろととりまとめをしている提案のほとんどは、先ほども申しましたようにJ N T Oの海外事務局から上がってきた提案でございます。そういったものを踏まえて予算等の関連で整理しているのがV J C事務局ということでありまして、今の段階ではJ N T Oでその機能は

引き継げるのではないかと考えたわけでございます。

それから2点目の観光庁との関係でございます。基本的に今、国土交通省の総合政策局に観光部門がありまして、これがビジット・ジャパン・キャンペーンを展開しているわけでございます。この観光部門の機能を観光庁に引き継ぐということでありまして、それによって地方公共団体あるいは外国政府、それから関係省庁、との連携を強化していくということを考えておりますが、JNTOと観光庁との役割分担については、基本的に変更がないものと考えております。具体的には、観光庁で予算をどのぐらいどういったところに配分するのだという基本的な政策を立案いたしまして、JNTOではそれぞれの市場でどのような事業を展開していくのかという具体的な事業の提案を行っていくことで基本的には役割分担は変更ないものと考えております。

○ 榎谷分科会長代理

よろしいですか。そのほかに何か。

○ 河村臨時委員

できる限り早期に廃止し、ということですが、大体いつぐらいとお考えでいらっしゃいますか。

○ 平田課長

VJC事務局については、来年度中には廃止いたしたいと考えております。これは民間から出向を受け入れておりますので、その辺との調整にかかっておりますが、来年度中にはやりたいと考えております。

○ 榎谷分科会長代理

ほかによろしいですか。縣先生、どうぞ。

○ 縣臨時委員

これは、国土交通省の評価委員会がすべきことですが、いただいている見直し当初案の中の海外事務局の資料が、事務所単位で記載されていないということ自体が信じられません。それにもかかわらず、なぜそれぞれの韓国なり中国の事務所が必要だと根拠付けられるのでしょうか。

○ 榎谷分科会長代理

いかがでしょうか。

○ 平田課長

すみません。事務所単位で評価をやって…。

○ 縣臨時委員

財政データも出ておりませんよね。区別しておられないということですからね。把握されておられないのであれば、どのような根拠でそれぞれの事務所に3人なり2人なり5人なりが必要だということが判然とするのですか。

○ 平田課長

定員配置の問題でございますか。

○ 縣臨時委員

ええ。人員なり、それから任務の量なり、それからそれにかかわる経費なりをすべてお出しにならないで、どうして5人、4人という人たちがそこに必要であると言えるのですか。

○ 平田課長

定員の考え方につきましては基本的に事業担当ということで、ジャーナリスト担当、それから旅行会社担当がありまして、ここに1名ないしは2名配置しております。これと合わせて、規模の大きいところは労務や会計の担当が、これが規模の小さいところだと、その事業の担当と合わせて配置するといったことで、2名ないしは3名といったことで配置しているところでありまして。海外事務所の配置につきましては、概ね13の海外事務所を展開しておりますが、これによって日本に来る外国人観光客の大体8割をカバーするようになっております。これは上から順番に8割程度カバーすることで海外事務所を展開してきたところでありまして、マーケットの推移に従いまして、例えば中国の来日観光客が増えてくるということであれば、北京、上海事務所を設置しまして、そのかわりにシカゴ事務所を廃止する等といった形で市場の変化に対応してきたというところでございます。

○ 縣臨時委員

ご説明は結構ですが、発足以降、それより前にあったのかもしれませんが、独立行政法人になって以降、それぞれ事務所があったと思いますから、さかのぼってそれぞれセグメント情報をお出しいただきたいと思います。これは要望です。書類でお出しください。

○ 檜谷分科会長代理

いずれにしても、V J C事務局とJ N T Oを統合するというので、単に足し算では困りますから効率化していただくということがまず必要だと思います。我々は、J N T Oを視察に行ったのですが、どうもまだ役所的な雰囲気が抜けていないのではないかと、思いました。一方、V J C事務局にも視察に行ったのですが、非常に活性化されていました。その活性化されているものを活性化していないところが吸収すればどういうことになるのか、非常に心配事があるわけです。ご説明の中では、V J C事務局ができたのでJ N T Oも活性化してきたとご説明されたのですが、どうもまだ効率化とか活性化は足りないのではないかと、思いますので、その点についてぜひ事業計画の中に効率化も含めて織り込んでいただきたいと思います。

○ 平田課長

その点、J N T Oについては、独立行政法人の改革という流れを踏まえた上でV J C事務局の機能を引き継ぐということでやっていきたいと、思います。

それから、V J C事務局のノウハウについて、まだまだJ N T Oも改善すべき点も多いと私も考えておりますので、V J C事務局のノウハウがきっちり引き継げるような形で考えております。

○ 檜谷分科会長代理

ほかに。玉井先生、それから河村先生。

○ 玉井臨時委員

恐れ入ります。ちょうど海外事務所の件が出ましたので、それについて要望を兼ねての質問ですが、個々の事務所についてパフォーマンスを示すようなデータがほとんど示されていません。たまたまシンガポールに事務所をつくったら、シンガポールからの観光客が増えましたという話も出ていたのですが、その増えた原因が、たまたま為替レートが円安に振れたためなのか、あるいは地震で洪水が起こって、近隣にシンガポールから行く人が減ったために日本に来るようになったのか、あるいはその事務所が非常によい働きをしたために日本に来るようになったのか、その辺の因果関係の説明が何もありません。それぞれの事務所についてのパフォーマンスのデータもないし、そのデータを取る方法論もない状況で、そこに人を何人配置してどれだけの経費を使ってというようなことをどうして決められるのかというのが非常に根本的に疑問です。そのような状況をそのままにしておいて、海外事務所に可能な限り経営資源を配分するといって現状のままただ拡大するというのは、考えがたいことであると、私どもとしては思っているということ、よくお考えいただければと思います。

○ 檜谷分科会長代理

これについて何か。

○ 平田課長

事務所のパフォーマンスといいますか、どれだけ事務所の活動が訪日客に結びついたかというところについて、為替の影響やその国の経済状況ですとか、どれがどれだけ寄与したのかというのを定量的に測定するのは難しいところがあると思います。ただ、事務所でどんな事業に取り組んできたのかを何らかの定量的な指標でご説明できないか、検討してみたいと思います。

○ 檜谷分科会長代理

そうですね。重点化するという以上、重点化したらどうなったかということ測定できないと意味ありませんので、今後も含めてぜひデータで説得できるようにしてもらいたいと思います。どうぞ、河村先生。

○ 河村臨時委員

海外事務所の関係ですが、先ほどご説明でもありましたように、V J C事務局になくてJ N T Oにしかないものは何かといったら、海外のネットワークだというのはそのとおりで、我々もそのように認識しています。しかしながら、その運営等をいろいろ拝見していると、もう幾つか質問とか指摘が出ていますが、やはりどうなのかと疑問に思います。どのような理由でこのような配置になっているかが分かりません。

前回の分科会するときにも指摘をさせていただいたのですが、実際に配置されている方々がどのようなお仕事をされていらっしゃるのかということで、資料等を事前に事務局経由で請求させていただいてそれを拝見させていただくと、内部管理的なお仕事が多いですね。それを国のいろいろな役所から出向していらっしゃる方がやっていたらいい。

実際にJ N T Oに視察でお邪魔させていただいたときには、事務所長レベルの方々くらいの年齢のプロパーの職員の方が本当になくてということをおっしゃっていました。今回の見直し当初案では、海外の業務について海外宣伝事業の重点化ということを書いていらっしゃるのですが、もし独法として単独で残っていこうとされるのであれば、そのような人繰りをどのようにされるのか。国からの出向者を受け入れても、それで2年なら2年間出向した後帰ってしまったら、まったく機構にノウハウが蓄積されないわけですし、そもそもそれだけ出向者の方をいろいろな省庁から受け入れられるというのもどうなのかと思います。本当に国としての国際観光振興という

政策目的にかなうようなお仕事をしてらっしゃるのかと非常に疑問に思います。

ですから、そのようなところも含めて、一本化するというのは大変いいことだと思いますが、どのような形で一本化することがこの国にとってベストであるかということ、引き続き議論をさせていただきたいと思いますので、いろいろお考え等これからもお伺いできればと思います。

○ 樫谷分科会長代理

はい。どうぞ。

○ 平田課長

一言だけお答えしますけれども、実は私も6月までJNTOのパリ事務所に外向しておりました。自分で言うのは非常に気が引けるのですが、JNTOは今、フランス語のフレンチスピーカーがおりません。私は留学もしておりました、それから外務省に外向しておりました、それで大使館勤務も経験がありましたので、希望したところ、行かせてもらったということです。国からの外向者といってもそういった形で、例えば欧米だけではなくて、今、北京の所長も国交省から行ってありますが、これも中国語が話せる人間で北京の大使館の経験もあります。それからシドニーもそういった経験がある人間がおりまして、ビジット・ジャパン・キャンペーンが始まってから、JNTOでは一方で中途退職もあったりして、所長年次のプロパーの職員がいない場合は国から外向させるケースもありますが、その辺は適材適所でやっているように考えております。

ただ、今ご指摘のあったように、海外事務所は最大の資産でありますので、そういったところにどういった人間が行くのがふさわしいのか。民間から中途採用した方も増えているわけですから、そういった方も含めて適材適所でやっていきたいと考えております。

○ 樫谷分科会長代理

鈴木先生、どうぞ。

○ 鈴木臨時委員

海外宣伝事業に重点化するということですが、国内受入体制の整備支援事業について、これ見直し当初案がまったく示されておられません、私どもとしては、当然、廃止とか縮小する方向で検討されていると考えておりますので、それでよろしいかどうかということですね。

それから、今度、一元化ということになりますと、ビジットジャパン案内所支援業務で情報提供を行っていたわけですが、業界団体や自治体等ではもう既に行われており、効率化という意味

になると思いますので、やはり見直すべきだと思います。

3つ目は国際コンベンション等誘致事業ですが、アジア諸国では急増している一方で日本では低下しているということで、その効果が全然上がってないのではないかと考えられるわけで、これも一元化との関連で、縮小や効率化を考えるべきではないでしょうか。

それから4番目には通訳案内士試験ですが、通訳案内士試験の他の関連の試験では業界団体へ委託しているわけですから、これも今度一元化する独法でやる必要はないのではないかと考えておりますが、時間の関係もありますので、簡潔に答えられるところだけで結構です。

○ 平田課長

まず国内受入体制でございますが、現状をまずお話ししますと、J N T Oの国内受け入れの現地の組織は、すべて自治体の観光協会等が運営しているものです。平成15年末までは京都にも情報提供センターがあったのですが、これは独法化に伴いまして廃止したところであります。現在、J N T Oでやっております国内受入体制の整備事業は、地方公共団体が運営しております観光案内所に対して研修を行う業務や、こういったレベルのサービスが望まれるといった、サービス基準の提示といった業務を行っているところでございます。これが受入体制の事業についてであります。

その次に、国際コンベンションの話であります。国際会議の誘致は昨年、安倍総理の所信表明で2011年までに5割増やすということが述べられて以来、重要国策ということで位置付けられたところであります。アジアの国が国際会議の誘致数を伸ばしている中で日本がどうして伸びていないのかを分析してみましたら、アジアの国々は官民一体となって国際会議の誘致に努めているということが明らかになったわけであり。具体的に国際会議というのは、来られる方はそれぞれの国で重要なポジションを占めていて、情報発信力もあります。それから会議滞在中の支出額という面でも、経済効果が大きいものです。こういったものを各国では重要国策と位置付けておりますので、我が国でも来年度に向けまして支援策についての予算要求をしているところであります。国がそういった取組を行うからJ N T Oなりの取組が要らないというのではなくて、国も重点的に大きな会議についての誘致は努めますが、J N T Oも一体となって、地方への開催に向けて中小規模の会議も含めて誘致について取り組んでいきたいと考えております。

それから、通訳案内士試験についてでございます。通訳案内士試験については、これはJ N T Oが受託して実施しているところであります。現在でも一部の単純な業務で、例えば試験監督員ですとか採点の入力といったものは外注化を行っているところであります。ご指摘のとおり、こういったものについては極力外注化を進めて、効率的な運営を図っていきたいと考えております。

○ 樫谷分科会長代理

ありがとうございました。

よろしいですか。もう時間ですので、これで議論を打ち切りたいと思います。

本日は大変ありがとうございました。まだ質問がたくさんあると思いますが、事務局を通じてご質問したいと思いますので、ご回答よろしくお願ひします。

続きまして、水資源機構の見直し当初案の主要なポイントにつきまして、5分程度、時間厳守でお願いしたいと思います。その後質疑応答を行いたいと思いますので、ご説明よろしくお願ひいたします。

○ 西川課長

国土交通省土地・水資源局水資源政策課長の西川智と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、水資源機構についてのご説明をさせていただきます。それから、私と共に河川局、それから農林水産省、厚生労働省、経済産業省の担当者も一緒に説明させていただければと思っております。

まず、水資源機構でございますが、これは複数の都府県にまたがる大河川流域におきまして複数の用途の用水供給を行うと同時に治水を行うというのが最大の使命でございます。したがって、主務省は国土交通省、農林水産省、経済産業省、厚生労働省の4主務省でございます。

まず、お手元の資料は2ページございますが、1ページ目は、機構発足以来のこれまでの効率化に向けた取組でございます。1つはダム事業の建設に関して効率的に行うことです。特に予算の制約によって事業が遅延しないように、自己資金を活用しつつ、工期短縮を図ることをやってきております。それから、特に機構におきましては長大な水路を持っております。この水路は、1つの水路に水道用水、工業用水、農業用水と3種類の水が同時に流れております。したがって、これを止めるわけにはいきませんので、例えば大規模改修を行う場合には1本の水路を真ん中に仕切りをつけまして、片方を通水しながら片方で点検をやって大規模補修をやり、それが終わったら、もう片方に水を通して同じことをやるというように、水を止めずにどうやって安定的に水を供給するかということをしてきております。

ところで、昔の水資源開発公団時代につくりました施設は、できあがりましてから既に30年、あるいは40年経ったものもございます。当然、老朽化が進んでまいります。そのような中で、ライフラインとしての水をどうやって安定的に供給するかに最大の努力を傾けてきております。

それからもう1つ、私どもは多目的ダムを持っておりますので、例えば大規模な出水が予想さ

れる場合には、利水者の理解を得て利水容量を事前に一部放流しておいて、この利水容量を洪水調整容量として活用することによって洪水の被害を防ぐということもやってきております。これは私どもが治水と利水を併せ持つという機能があるからこそできる仕事でございます。

以上、事業としてどんなことをやってきたかの主なポイントでございますが、次に業務運営の効率化でございます。

組織につきましては、例えば契約部門を本社に一本化するなどをやっておりますし、また、特に事務的経費に関しましては、まず本給を平成17年度は3%カット、18年度は4%、19年度は5%と自主的にカットすることによって給与水準を引き下げてきております。また、定員の削減も着実に削減してきております。これらによって事務的経費の節減につきましては、平成18年度には平成14年度比で11.7%減ということになってきております。

また総合的なコストの縮減につきましては、計画、設計の見直し、あるいは新技術の活用などによって、平成18年度には平成14年度比で16%縮減するということをやってきておりました、既に中期計画で立てました目標を上回っておるところでございます。

また、私どもは工事等の入札契約について、一般競争入札の対象範囲の拡大、随意契約の見直しを行ってきておるところでございます。

次のページにまいりまして、今後の見直しに向けた考え方でございます。1つは建設事業の計画的、効率的な推進です。特に利水者の方々と密に意見交換し、情報交換することによって事業費・工期等の適切な管理、また円滑な事業実施を図り、コスト増を抑制するということをやっています。

適切な管理業務の実施といたしまして、ライフサイクルコストの縮減と確実な施設機能の維持を図るために、予防保全の観点から施設の点検を充実し、それに基づく計画的な補修、改築、更新事業をやっていきます。それから、長い年月が経ちますとダム貯水池にも砂がだんだん溜まってまいります。この堆砂対策を行うことによって施設の長寿命化施策を推進するということをやっております。これは私どもの施設ではございませんが、昨年、広島県の呉で水道原水を送るトンネルが落盤いたしまして、約3週間にわたりまして水が止まったことがあります。これらの施設も建設当初から時間が経っておりますので、いったん壊れてから補修するとなると大変なことになります。断水も起こりますし、その断水が起こりますと水道や工業用水は大変な被害を受けます。そのようなことがないように、日ごろからどうやって水を流しながら円滑に点検をしていくか、もし何か危ないところがあれば、予防保全の観点からやっていくということが、今後、大変重要になってまいります。

それと、既存施設の効用を一層発揮するために、治水・利水容量の振替等のダム群再編事業の実施を図るということでございます。

水資源機構が管理しております水系は、いわゆる東海地震、東南海・南海地震、あるいは首都直下の地震の影響が今後予想される地域にございます。地震が起きた場合に、必要不可欠なライフラインとしての機構の施設をどうやって耐震化していくかは非常に重要なことであります。

それから異常渇水対策でございます。覚えておられるか分かりませんが、この前の冬は異常に雪が少ない年でございます。日本の水利用は、雪解け水が一番豊富なときに、その水を田んぼに引いて田植えを行うのが日本の自然のサイクルですが、この前の冬のように雪が異常に少ないと、雪解け水に期待できません。したがって、ダムに貯めておいた水を、普通でしたら放流しない時期に放流して、それを使ってしのぎます。ところが、5月、6月と空梅雨でしたから、あっという間にダムの水がなくなってしまいました。たまたま台風4号が季節はずれのルートを通ったおかげで救われましたが、例えば四国では渇水危機一歩手前というところまでまいりました。このような異常渇水対策については、特に今後、気候変動が拡大していく中で、どのようにしていくかというのが大きな課題でございます。

あとは貯水池の水質保全対策を実施すること、あるいは風力発電、あるいは貯水池の湖面に太陽光発電を設置することによって得られる新エネルギーで、管理用の電源を確保することによってコストを縮減することもやっております。

それと、飛ばしまして、下のほうでございますが、引き続き、施設の効率的な管理、あるいはコスト縮減をやっていきます。

それからもう1つは、利水者から負担金を繰上償還したいということであれば、それを推進すること、また、国民、それから利水者の負担軽減を図るなど、利水者へのサービスを充実していくことをやってまいりたいと思っております。

業務運営の効率化につきましても、引き続き、総人件費の削減、設計の最適化、ライフサイクルコストの低減、あるいは技術開発を進めることをやってまいりますし、入札契約につきましても、引き続き一般競争入札の対象範囲を拡大することでやってまいりたいと思っております。

また、内部統制、あるいは法令遵守の徹底ということで、職員への研修も充実してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○ 榎谷分科会長代理

ありがとうございました。ただいまのご説明について、水資源機構の見直し当初案についてですが、私からまずご質問したいと思います。

水門の談合事件で、機構だけでなく独法制度全体に対して、水資源機構と緑資源機構も合わせて、全体の信頼を著しく損ねてしまったことがございまして、信頼回復に向けまして関連会社

を含めた組織の解体、体制変更にも踏み込んだ検討を行うべきであると私は考えております。これはOBがやったのだという話になっているのですが、OBだけで果たしてそのような談合ができるのか私はよく分かりませんが、OBだけでできるのであれば、おかしいと思います。そこについて見直さないと、また同じことが起ってしまうのではないのでしょうか。OBはコントロールできませんので、同じことが起こっているのではないか、あるいは今後も起こるのではないかと、いうように思えてならないわけであります。

ちなみに、緑資源機構につきましては、ご存じのように、このような組織を引き続き重要な政策を担う機関として位置付けて存続させ、更生の機会を与えることは、国民の信頼をさらに損なうものであると判断されるため、緑資源機構については今年度限りで廃止することとする旨の見直し当初案がされております。このような議論なくして、事務・事業の見直しだけで済ますというのでは、なかなか議論が進まないではないかと思っております。

そもそもダムの建設・管理につきましては国も直接行っている、機構もやっている、県もやっているということで三重構造にやっているわけです。これについても、国と地方公共団体、あるいは機構の役割が、地方公共団体はともかく、国と機構がどのような役割を担っているのかよく分からないと思います。どのように整理されているのかということであります。

むしろ今のような、国民の信頼を著しく損ねたような事態を招いたこととか、あるいは計画をしてから完成まで何十年もかかっており、工事費も何倍にもなっていることであるなら、建設については国直轄にし、機構としては事業から撤退すべきではないかという議論もあります。

新規のものはもうないということですが、計画を作成中のものも現在ありますし、これから事業の延長で、完成までに何年もかかるということもありますので、必要性についてもう一度十分精査して、組織の見直しを踏まえた根本的な見直しが必要ではないかと思うのですがいかがでしょうか。

○ 西川課長

今、委員のご発言がありました。水門談合につきましては公正取引委員会から、退職者がこのようなことに関与したということが遺憾であるので、今後、そのようなことが再発しないような方策をとってくださいとの要請を受けたと聞いております。

緑資源機構と対比してお話されておりましたが、私どもが承知している限り、あるいは公正取引委員会からご指摘をいただいた資料をみますと、水資源機構の現役の職員が水門談合事件に関与したということはありません。

○ 榎谷分科会長代理

関与していない証拠がないと思うのですが、今後、内容にチェックがしっかりとできるようになっているのですか。これはOBであろうと現役であろうと、談合したことは事実なので、そのようなことは国民にとって望ましくないわけですよね。どのようなチェックをしているのですか。

○ 西川課長

現役はやっておりません。

○ 樫谷分科会長代理

本当にやっていないのですか。

○ 西川課長

公正取引委員会からご指摘は、退職者がやったとなっております。

○ 樫谷分科会長代理

退職者だけで談合はできるものですか。

○ 西川課長

それについては、私は何とも…。

○ 樫谷分科会長代理

それではよく分かりませんね。

○ 西川課長

私は何とも答えようがございません。再発防止策でございますが、特に退職者がこのようなことをやったことはやはり問題だという問題意識を機構で持っておりまして、職員に対する研修の中で法令遵守の徹底、あるいは法令違反についても公益の通報制度を整備いたしましたし、また内部統制にかかわる研修の実施も進めております。また、一般競争入札の拡大等による競争性、透明性の強化はどんどん進めてきているところでございます。

また、疑惑を招くことがないようにとのことでございますが、特に職員が退職後の再就職につきましては、例えば退職後2年間は工事の受注企業への再就職は自粛することといたしました。他方、高齢者が退職後も継続雇用制度によって専門能力が活用できるということについては、体制を整備してきているところでございます。

いずれにしても、今後、そのような問題が起こらないことは非常に大事なことでございますので、それにつきましては現役職員に対しての研修、内部統制を、水資源機構で今徹底して進めているところでございます。

○ 樫谷分科会長代理

情報管理もしっかりしておかなければいけないですね。

○ 西川課長

はい。

○ 樫谷分科会長代理

あと、国との役割は。

○ 西川課長

最初にご説明申し上げましたように、水資源機構がやっている仕事は水資源開発促進法という法律がございまして、その中で、7つの水系で6つの水資源開発基本計画がございまして、利根川・荒川水系については2つの水系で1本の計画になってございまして、これは閣議決定計画でございまして、その閣議決定計画をつくるに際しましては関係府省のみならず、地元、都府県すべての合意を取りつけた上で決定をいたします。また、水資源開発基本計画ができた後に個別の施設の事業実施計画をつくるわけでございまして、これにつきましては、当然、地元の負担、利水者の負担がございまして、その費用負担も含めて、地元の都府県、あるいは水道企業団でありますとか水道局といった個別の利水者が、費用負担も含めて、この事業を続けるか続けないかを吟味した上で行われているわけでございまして、したがって、水資源機構自らがこの事業をやめる、やめないかを決定する立場にはございませぬ。

工期の問題でございまして、当然、水資源開発施設の中には、大規模なものも多々ございまして、当然、地元との調整に時間がかかることもございまして、特に独立行政法人になって以降は、できるだけ工期が短縮できるものは短縮するというところで、様々な努力を進めているところでございまして、例えば事業費が、来年度、地元では物理的に事業ができる状態なのに、国の予算では足りないものでどうも工事が遅れてしまうということであれば、水資源機構の自己資金を活用いたしまして、前倒しして工期を早めるという努力もしてきておるところでございまして。

○ 樫谷分科会長代理

私が言っているのは、努力してないということではなくて、国も機構も同じような業務をやっているのではないかということです。国がやる必要がないものの、しかし放っておいたら民間ではできないというものは、独法でやることになっているわけですね。国直轄のものについては国がやはりやらなければいけないものなのではないでしょうか。国でやっていたらしっかりマネジメントができて、OBといえども談合も起こらないというのであれば、国がやればいいですね。そうではなくて、機構でも十分できる、マネジメントもできている、ガバナンスもあるということであれば、全部機構でやったらいいのではないかというのが問題意識です。それについてはいかがでしょうか。

○ 西川課長

水資源機構につきましては、フルプラン水系とありますが、利根川水系、荒川水系、豊川水系、木曾三川、吉野川水系、淀川水系、筑後川水系と、水資源開発促進法で指定された水系について仕事することが定められております。このフルプラン水系につきましては、水源と受益地が複数の都府県にまたがる、しかも公益的で多目的な施設の建設管理については水資源機構が実施するのが基本になっております。ただ、一部、フルプラン水系であっても、過去の歴史的経緯から国直轄でやっている事業もございます。代表的な例は、群馬県にこれから建設されます八ツ場ダムでございます。それから…。

○ 榎谷分科会長代理

歴史的経緯は別として、今回見直すわけですから、そのようなことも含めて見直しをしたらどうかということです。つまり、談合が起こらない、効率的に当面できるところにやらせればどうかという話ですね。先ほどのご回答は、そのようなことについてのご回答ではないですね。歴史的経緯は分かります。しかし、経緯があるからずっとやりますというのは、今回、見直しを徹底的にしろと言っているわけですから、そこについての回答にはなっていないわけですね。

○ 西川課長

独立行政法人水資源機構の役目といたしましては、水資源開発基本計画で定められた事業を実施し、そこに定められた施設を管理するということが使命になっておりますので、水資源機構の立場としては使命を忠実に…。

○ 榎谷分科会長代理

水資源機構は分かりません。今回は政策を含めて全部見直しをしろと言っているわけです。政

策を見直さない限り、確におっしゃるとおり、水資源機構だけでできることとできないことがあるわけですが、今回は国も含めて、役割を全部見直さなければいけないわけです。今回は見直しするチャンスですから、それを全部見直したらどうかと言っているわけです。OBといえども談合もないように、透明に。これは何も水資源機構でやってはいけないと言っているわけではなくて、国でやってはいけないと言っているわけでもないですが、より効率的にやれるところにやってもらったらどうかということです。ひょっとしたら民でもできるかも分かりません。こうした問題意識の中で、どのような回答されるのでしょうかと言っているのです。

○ 西川課長

私どもといたしましては、引き続き、例えばコスト縮減の面、あるいは内部統制の面でも水資源機構の機能をよく活用して、そのような疑惑を招くようなことがないようにしながら、事業を実施していくのが適当であると、今、考えております。

○ 樫谷分科会長代理

回答としては不満ですが、時間がありませんので、また次に。どうぞ、鈴木先生。

○ 鈴木臨時委員

今の議論の延長線上で、管理業務についてお聞きしたいと思うのですが、建設事業と同様に、今のお話にありますように、我々としては公共事業の担い手としての適格性、独法についての信頼性について疑問があるわけで、したがって、他の主体に移管すべきではないかと考えています。そこで、まず施設の建設と管理を同一主体で行う必要があるのでしょうか。建設と管理をやらなければならないというお話ですが、関係の地方自治体等で協議会等を設置することなどによって、他の主体でも可能なのではないのでしょうか。

そして3つ目には、仮に直轄管理する場合においても、洪水だとか渇水時の調整があったとしても、機構職員でしかできないと考えられるもの以外は、民間等の他の主体で実施するということも可能ではないかと我々は考えているということです。したがって、洪水調節等は確かに重要で、非常に緊急性のあることであるわけですが、担当職員が常に常駐する必要はないというように、組織のスリム化も考えるべきではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。

○ 西川課長

まず、特に水資源機構が持っております水の施設といいますのは、治水と利水の機能を兼ね備えているものが多くございます。そうしますと、例えば台風のように3日前から進路が分かる場

合は問題がないのですが、例えば時間50ミリとか100ミリという集中豪雨が上流で降った場合に、今までの利水のための操作から治水のための操作に一気に切りかえる必要がございます。また、例えば震度4以上の地震が起こった場合には、必ず時間をおかずに施設に被害がないか点検を行います。水というのはライフラインでございますので、それを的確に実施するということを考えますと、管理は単純な業務ではございません。

また利水におきましても、例えば雨が少なくなってきた場合に、最終的には渇水調整に入るわけですが、その渇水調整に入る手前の段階で、例えばダムの下流に雨が降った場合には、その下流の河川の流量が少しは回復したであろうから、それを見ながらダムからの放流量を少し減らします。その少し減らすことについても、下流の利水者に全部了解を取った上で減らすということをやっております。これらの操作を的確に行うためには、その水資源開発施設にはどのような地理的特性があつて、どのような水源特性があつて、周辺はどのような土地利用されて、どのような利水者がいるかということ把握した上でやらないと難しゅうございます。

また、最初に水路の点検についてお話しましたが、日々の管理業務の中から、どうもこの水路は今後補修が必要だとか、大規模改築が必要になるかもしれない、あるいはポンプが少し老朽化しているということが分かってきたところで改築に入るといったように、管理は管理、建設は建設、改築は改築というように仕事を切り離すのはなかなか難しいかと思われます。

いずれにしても、水を扱うには、当然、水利学の知識、水文学の知識、あるいは気象の知識等々を兼ね備えた専門家集団が当たらないことには、なかなか難しいことかと思われます。

それともう1つ、川の水の利用というのは、上流と下流で利害は一致するものではございません。特に小雨時、あるいは渇水調整に入った場合には、それぞれの利水者、実際には主にそれぞれの自治体でございますが、彼らには彼らの利害がございます。その利害を、中立的な立場で情報を取りながら調整して、お互い納得する格好で水を供給するということは非常に重要な業務でございます。その中立的な立場としての水資源機構の役割は非常に大きなものがあるかと思っております。

○ 鈴木臨時委員

今、我々の言っていることに対する理解と出発点が全く違っていると思います。我々は管理業務を全部廃止しろ、あるいは変えろと言っているのではなくて、今のお話の中にもありましたように、難しい仕事や緊急性があるものといったように、いろいろな仕事があることをよく分析をして、そしてまたそれを類型化して、その中から、国民や我々にもかかわる、非常に重要な問題であるリスクを管理していらっしゃるわけですから、そのような観点も踏まえて、機構の管理業務すべきものは実施したらどうかと言っているわけです。これ以上議論してもあれですから、

また…。

○ 西川課長

誤解を招いたかもしれませんが、例えば水路の周りの除草でありますとか、定期的かつ単純な業務で外注できる業務につきましては、極力民間に委託しております。

○ 樫谷分科会長代理

河村先生、どうぞ。

○ 河村臨時委員

付随的なところでお尋ねしたいと思います。

ほかの委員から指摘が出ていますように、根本的なダムの建設や管理について見直しをお願いしたいという点に変わりないのですが、今日はせっかくの機会ですので細かいところをお尋ねさせていただきます。先ほどは時間の関係でおそらく説明を省かれたのだと思うのですが、利水者からの負担金の繰上償還の受入推進のところを、分かるようにご説明いただけないでしょうか。この繰上償還を受け入れるときに、ペナルティーというか、先行きの金利利息の分を取るのか取らないのか、あるいは、見直し当初案では機構の自己資金を活用し、国民及び利水者の負担軽減とお書きになっていらっしゃるのですが、これは何か積立金とは違う別のものかをご説明いただければと思います。

○ 西川課長

機構の積立金でございますが、今、償還の話がございました。水資源公団時代は、施設が完了した後に、割賦負担金制度でもって利水者から毎年均等な金額でそのお金を返還していただくという制度だけでございましたが、独立行政法人として水資源機構が発足した以降は、そのような方式に加え、利水者の側から一括して前払いといいますか、前倒しで支払うという制度もつくっております。いずれにしても、それは利水者の側で選択できるようにしてきております。

なお、前払いといいますか、一括繰上償還のようなことをやる場合に、ペナルティーは一切ございません。したがって、利水者側としてどうしたいかということに合わせて、それに柔軟に対応するという制度に、今はなっております。

それから、先ほどの説明の中では省きましたが、利水者への還元についてでございます。特に施設の老朽化等が進む中で、例えば地中に埋めてある管路については、今までですと管路が老朽化したかどうかというのは、一々掘って、コンクリートあるいはP C管がどうなっているかを点

検討したわけですが、それでは非常にコストも時間もかかりますので、管路を埋設したままで管路の老朽化の技術診断をやるような技術を今開発しつつあります。そのようなものは技術開発の費用も使っておりますし、また様々な形で、今後、利水者への還元の方法を考えてまいりたいと思います。

例えば施設の老朽化に対応するような技術開発とは、今すぐ幾らという形で目に見える利益が出るわけではございませんが、いずれそれが老朽化して壊れてしまえば、利水者にとっては大変な不利益になります。そのようなことを未然に防止する、いわば先行投資のような格好で使えればということで、今、検討を進めておりまして、次期中期計画をつくる際には、その辺を踏まえ、この積立金をうまく利水者の利益になるように活用するかを検討していきたいと思っております。

○ 河村臨時委員

もう1回確認ですが、繰上償還のところ、一括前払いであればペナルティーはなしとのことだったのですが、そうしますと、よく財投なんかのケースですと、先行きの金利の分というのは割引現在価値化した上で一緒に払うということになっていますが、そのようなこともなく先払いするのであれば、元本なら元本だけという理解でよろしいですか。

○ 西川課長

基本的にそうでございます。利水者の側から、割賦負担金ではなくて一括して払いたいということであれば、ペナルティーなしで受けております。

○ 河村臨時委員

あともう1つ、後段でご説明いただいた、いろいろな老朽化関係の技術の支援は積立金を使って負担軽減されているという理解でよろしいですか。

○ 西川課長

そのような技術といいますか、工法の開発のために使えば利水者の将来の負担を減らすことができるのではないかと考えておりまして、工法の開発などの調査・研究に、一部使っております。

○ 河村臨時委員

積立金に関しては、おそらく財投の金利との差がいろいろあって、今は、積立金は貯まってらっしゃると思うのですが、そのような意味で割賦債権の負担を減らすことではないという理解で

よろしいでしょうか。

○ 西川課長

割賦債権の負担を減らすということについては、一括繰上償還によって利水者の負担は軽減できると思っております。

○ 河村臨時委員

わかりました。

○ 檜谷分科会長代理

玉井先生、では、最後に。

○ 玉井臨時委員

確認を含めたご質問です。先ほど、多様な利水者の利害調整をするのに、水資源機構の役割は必要だとおっしゃいましたが、これは、要するに、河川局の役割ではなくてこの機構の役割だということですか。その点では国と役割分担がなされているということでしょうか。

○ 西川課長

これにつきましては、フルプラン水系につきましては、水資源機構と河川管理者との間で密接に連携を取りながら、かつ、特に利水者へのインターフェースということにつきましては、例えば渇水調整のときも、渇水調整以前の段階から、日ごろからインターフェースを持っているのが水資源機構でございますので、その辺は柔軟に連携して対応しております。

○ 玉井臨時委員

利害調整そのものは河川局の役割で、インターフェースが機構だということですか。

○ 越智室長

河川局治水課でございます。河川行政の立場でお話しさせていただきます。ダム建設は、決して計画内容だけが上下流の対立や利害相反があるのではなくて、また、実際の施設管理、施設の調整についての利害相反だけでもありません。まず、ダム建設自体が水没地の絶大な協力の上で実施をしているということです。調査とか建設の段階を含めて地元に入り込み、様々な地元の状況や地形地質的な話を確認しつつ事業をやっているということであり、水没者の協力ある

いはコミュニティーの協力を得てやってきておるわけです。

こうした点を前提に考えると、ダム建設は、いわゆる注文住宅的なものであって、決して建売住宅ではないということです。管理段階に入ったとしても、施工主体がいなくなると、水没者はどのように対応していいか分からなくなるというようなことです。

○ 樫谷分科会長代理

我々は正しく理解しているつもりです。

○ 越智室長

そうですか。

○ 樫谷分科会長代理

そんな単純なものではないというのは理解しておりますし、我々、視察も行きましたしね。

○ 越智室長

そうですか。

○ 樫谷分科会長代理

玉井先生、どうですか。

○ 玉井臨時委員

伺いたいのは、建設ではなくて、今、放流するかどうかも当然、利害が分かれるということは分かっているつもりですが、そのときの利害調整は、河川局の仕事ではなくて機構の仕事だというご説明だったので、それはちょっと違うのではないかという質問です。

○ 越智室長

役割分担の話ですが、これにつきましては機構が管理しているダムには施設管理規程という操作ルールをつくります。それから、国の管理しているダムは操作規則をつくって、管理に入る段階で、いかに効率的に洪水調節を行うとか、あるいは利水の調整ができるということを明確に規定しておりまして、それを基に、日常あるいは洪水時の操作をやっているということでございます。

○ 玉井臨時委員

そのようなマニュアル的に処理ができるものであれば機構がやる必要がなくて、マニュアルを見てやればいいことだと思うのですが、個別の、具体的な判断のところで、うちは不満だという声が出てきたときに利害調整は、どの機関がやるのでしょうか。それは、機構ではなくて国がやるべきではないかという疑問です。

○ 越智室長

基本的には洪水時であっても、先ほど申し上げたルールではやるのですが、例えば異常時で、機構だけでなく、あるいは発電ダムを含めて指示を出すというような場合には、河川管理者の権限で指示を出しております。

○ 玉井臨時委員

分かりました。質問の趣旨とご回答がかみ合わないのですが、そこでもし機構に何か役割があるとすれば、国との業務の重複ではないかという気がしますし、インターフェースのところだけやっているというのであれば、それは国が直接やればいいことだと思います。いずれにしても、業務の在り方として疑問があると認識をしております。

○ 樫谷分科会長代理

簡単に回答できるのであれば。

○ 西川課長

例えば、渇水時にダムの下流で雨が降ったとします。そのような場合には、ダムの下流の川の流量は一時的に少し増えます。そうした状況を見つつ、利水者に対して、渇水調整の中でどうやってダムの水を節約するか交渉するのは、水資源機構の施設であればそれは水資源機構が現実にやっております。それでも交渉がうまくいかず、渇水調整の場でやるしかないとなると、河川管理者で行います。

したがって、水資源機構は、常日ごろから水資源機構が水を提供している相手の顔を見ながら情報収集して、例えば渇水調整ルールに入る以前の段階から、どうやったら利害調整がうまくいくだろうかという、いわば地ならしているのが役目でございます。

例えば四国の吉野川水系は今年でもう2回も危機的状況を迎えました。そのような場合においても、四国4県の利水者に対して、その場をまず取り持つのは水資源機構の役割でございます。

○ 檜谷分科会長代理

時間の都合もありますので、この水資源機構につきましてはいったん議論を打ち切らせていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。また質問があると思いますので、よろしく願いいたします。

時間が大幅に超過しておりますので、5分程度ということで、15時18分ぐらいから再開したいと思います。

(休 憩)

○ 檜谷分科会長代理

時間になりましたので、再開したいと思います。

それでは、空港周辺整備機構の見直し当初案の主要なポイントにつきまして、5分程度でご説明いただきまして、その後、質疑応答を行いたいと思います。それでは、5分以内ということで要領よくお願いします。

○ 荒川課長

国交省航空局環境整備課長の荒川でございます。よろしく願いいたします。

それでは時間がありませんので、早速、資料4、周辺整備機構の見直し素案の概要に基づきましてご説明をさせていただきます。

ご案内のとおりでございますが、この機構は役職員90名で、大阪国際空港と福岡空港の周辺整備空港と呼んでいますが、市街地が空港のそばに迫っておりまして、航空機の騒音により生じます障害の防止とその軽減を図ることに併せまして空港周辺の生活環境の改善を図るために、膨大な方々と面積を対象にするということで、この空港周辺整備機構が設立されたものでございます。

業務内容については書いてございますとおり、5つの業務を行っております。まずは、空港周辺の特に騒音が激しいところについては緑地をつくる緑地造成事業。次に、騒音斉合施設とっておりますが、騒音があってもいい、地域の振興に役立つ施設をつくる再開発整備事業。それから、移転される方々のための代替地を用意しておく代替地造成事業。さらに、空港周辺に住んでいる方々の、少なくとも室内での騒音を軽減しようとする民家防音事業。最後に、騒音対策の究極であるわけですが、騒音の激しい地域から出ていかれるための移転補償事業をやってきてございます。

これまでどのように効率化に向けた取組をやってきたかでございます。これまでも役割を終え

たと判断した事業につきましては終了してございますし、組織につきましても、人員を大きく見直してまいりますとともに、組織の見直しを行いますなど、業務運営、そして組織運営についても効率化を図ってきたところでございます。

そのような方向性については今後も変わることがないと思っております、機構の事業、組織全般につきまして、その都度、住民の方々のいろいろなご意向も受けながら、不断の見直しを行ってまいりたいと思っております。

具体的には、特に大阪国際空港におきましては、戦後の総決算の1つと言われておりました、不法と言いますか不正常な状態を解消するという事業である、中村地区整備事業という大きな事業が、ようやく解決を見ることになりました。この事業に取りかかってから、地元の要望にもかかわらず若干遅れておりました緑地造成事業につきまして、重点化を図り、メリハリをつけて事業をやってまいりたいと思います。また、民家防音事業などにつきましては、今まできちんとやり過ぎていたという面もあると思っております、事務手続きにつきまして、効率的にやっていきたいと思っております。

さらに、一番最後の段落に書いてあるのですが、次の中期目標期間中に空港周辺環境対策について見直しをすることにいたしてございますし、平成19年3月に、特に大阪国際空港につきましては、例えばジャンボ機を発着しないようにするとか、ジェット機の数減らすといった騒音対策につきまして、大幅な見直しを行いました。そのような状況を踏まえまして、現在、騒音をはかり直してございます。それに基づいて騒音区域の見直しを行うこととしてございますので、併せて事業についても縮小されることとなりますので、それに合わせて事業それから組織についても見直しをしていきたいと考えてございます。

組織の見直しに対する考え方も一緒でございます、先ほど申し上げました中村地区の整備事業が終了すること、組織の見直し、環境対策、及び民家防音事業などにつきましても、最近では、多くの家庭でクーラーがついているだろうという社会情勢も踏まえまして、そのような観点から事業の見直しを行っていききたいと考えてございます。そうした国の環境対策の見直しに合わせまして、機構の事業及び組織の見直しを図ってまいりたいというのが、私どもの思いでございます。

以上、ご説明を終わります。

○ 榎谷分科会長代理

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、空港周辺整備機構の見直し当初案につきましてご質問がございましたら、どなたからでもご発言いただきたいと思います。河村先生、どうぞ。

○ 河村臨時委員

ご説明ありがとうございました。今、課長からさらなる見直しということで、ご検討くださっているということを伺ったのですが、さらにもう一步踏み込んで、どのように見直すのか、それから根本的な事業の在り方をどのように見直そうとお考えなのかをお伺いできればと思います。

幾つもの事業をしておられまして、それぞれ重要な事業かと思いますが、おそらく、機構が実施している事業の中で一番根幹をなしているのは、移転補償事業ではないのかと、視察等にも行かせていただきまして考えております。視察のときにもいろいろ申し上げたのですが、これまで大変厳しい問題が空港周辺である中で、機構が重要な役割を果たしてこられたということは、よく理解しているつもりであります。30年以上事業をやっているにもかかわらず、4割程度しか進ちょくしていないという状況の中で、この事業についてどれほどの必要性があるのか疑問に感じます。30年ということであればワンライフサイクルが過ぎていると思いますので、我が国の厳しい財政事情等もある中で、いつまでこの事業を実施するのか、まずお聞きしたいと思います。

見直しとは言っているのですが、今後、環境関係の見直しや対策の見直しがおありになるのかも分かりませんが、どの程度踏み込んでやるお考えがおありになるのでしょうか。少なくとも個人的には、次期中期期間において、こういった事業は基本的な方向性としては廃止するぐらいの意気込みで考えてもいいのではないのかと思います。実際に地元にお邪魔させていただいたときにも、30年前には大阪空港というのは、はっきり言って住民にとって嫌悪施設であったというお話をお聞きしました。しかし、その方は、いろいろ国の政策があり、それから機構、その前身の機関がいろいろご努力されてきたことがあって、実は今はもうそのような感じではなくなっているとおっしゃっておられました。このような話を地元の方からも伺いました。そのようなことも含めて、機構の根幹となる移転補償事業について、今後どうしていかうとお考えでいらっしゃるかお伺いできればと思います。

○ 樫谷分科会長代理

よろしく申し上げます。

○ 荒川課長

移転補償につきまして申し上げますと、これまでも、例えば大阪でいえば約10ヘクタールという面積につきまして移転補償して、出ていっていただいております。これは国が強制的に出ていけと言うわけではございませんので、そこにいたくないという方の申し出に基づいて、出ていただいている状況でございますので、これを今すぐ、あなたたちはもう知りませんと、空

港を設置し管理している国から言うことはとてもできないと思ってございます。まだ対策しなければいけないとされる面積、残り6割ということではございますが、これまで少しずつ、少しずつ、それぞれのご家庭の状況がございまして、出ていく時間に長いことかかってはございますが、これを一気に、あと3年でやめてしまいますということは、飛行機を無事に、住民の方々の理解を得て飛ばしていくためには、この事業は絶対必要であると考えてございます。

それでは何をやるのかということでございますが、例えば先ほども申し上げましたが、民家防音事業の実施方法を変えたいと思います。例えば、補助の仕方や補助の単価を見直していかなければいけないと思ってございます。民家防音工事を初め、区域が小さくなっていくことによりまして緑地の面積も小さくなっていくかもしれません。そのようなことについては全般的に見直していきたいというのが気持ちでございます。

○ 樫谷分科会長代理

どうぞ、河村先生。

○ 河村臨時委員

そうはおっしゃられますが、実際に現地にもお邪魔しましたが、30年経っても、それぞれのご家庭のご事情はおありになるのかもしれませんが、なおその地に住み続けていらっしゃる方は結構いらっしゃいますね。騒音は確かにあるはずですが、防音の工事もしてもらえますし、交通の便もいい場所であろうと拝察申し上げますので、そのまま住み続けていらっしゃる方もいるのだらうと思います。そのような方々に対して、国からは移転してくださいと言えないとおっしゃる、課長のお気持ちは少し分かるころもあるのですが、だからといって、これから先10年、20年、30年ずっと続けていくような事業とは考えられないのではないのでしょうか。

ですから、例えば次の中期目標期間中に、移転補償を要望する方はその期間内にお願ひしますということにして、徐々に事業を縮小し、いずれは廃止していくという方向でお考えになってもよろしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○ 荒川課長

機構の事業として、どうやっていくかということと、政策としての移転補償事業については別問題でこれは、期限を区切ってやめる事業ではないのではないかと思います。ただ、機構がどの程度までかかわっていくかということについては、先ほど申し上げました区域の見直しとともに、年とともに変わっていくことはあり得ると思いますが、移転補償事業をなくすことは、空港の騒音対策上、やめることは考えてございません。

○ 樫谷分科会長代理

鈴木先生、どうぞ。

○ 鈴木臨時委員

今のご質問とも関連しますが、民間防音事業も全く同じ状況だと思いますが、各方面からの指摘や国土交通省からの方針等を踏まえまして、工事の積算方法の簡略化という程度の問題ではなくて、機能回復工事や再更新の次の段階における事業内容について抜本的に見直すべきではないかという点が、1点目です。

それから、これは最近のニュースでしょうか、機構が行う大阪及び福岡空港周辺の民間の防音事業費が、他の空港の同事業費より大幅に割高だということが報道されておりますが、これは事実であるのでしょうか。

3点目ですけれども、移転補償事業あるいは民間防音事業の対象範囲について、先ほどやり過ぎているのではないかというニュアンスがありましたが、我々が現地視察をしておりますも、事業を継続するための運用というニュアンスも感じられなくもありませんでした。そのようなことは、逆に言えば、機構の政策目的の進ちょくを阻害しているとも考えられるので、これはやはり制度の見直しをすべきではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

○ 荒川課長

まず、民家防音工事につきましては、そのような厳しいご指摘をいただきますので、抜本的に見直したいと思っております。まだこれは、正直に申し上げますと、地元ともいろいろ調整しながらということになりますので、今、具体的に申し上げる段階ではないのですが、今の助成制度とはまったく違うやり方を取っていかないといけないのではないかという認識は持っております。

それから報道の件がございました。あの記事では安いところ取りというのでしょうか、トータルではそれほど大阪や福岡がめちゃくちゃやっているかということ、決してそのようなことはないのですが、ただ、書かれていた一部の点も見直さないといけないというのは確かにございますので、早速、機構と話をいたしまして、見直すべきところは見直していきたいと考えてございます。若干、高いところがあるのは確かでございますので、見直していきたいと思っております。

それから環境・騒音対策が、機構の事業を存続させるために実施されているのではないかというご指摘かと思いますが、もちろんそのようなことはございません。騒音対策事業は、我々、所管しているだけでも全国13空港ございまして、同じようにやっているわけございまして、特

に大阪、福岡については対象の範囲数が多いということで、機構が国と地方公共団体と知恵を集めてやってもらっているということでございますので、機構の存続のために騒音・環境対策をやっているということは決してございませんので、その点をご理解いただきたいと思います。

○ 檜谷分科会長代理

どうぞ、河村先生。

○ 河村臨時委員

今おっしゃられた点ですが、移転補償でも、例えば指定日以降にある土地について所有権が変わりました、又は持ち主が変わりましたという場合も対象になっているとおそらく運用されていると思うんですが、そのような場合は、今鈴木委員からご指摘のあった、事業を継続するために実施している運用ではないのかと思います。ここには空港が近くにあつて、相当な飛行機の騒音があるということをご承知で買った方まで対象となっているのはどうなのかと思いますので、そのような観点で見直されてもいいのではないのかという感じもいたしますが、いかがでしょうか。

○ 荒川課長

実際に、この10年ぐらいをさかのぼってみましても、あのエリアの中で売買された建物で、移転補償した例はないということでございますが、騒音によってその家屋の資産価値が下がっているということであれば、騒音があるがための不利益は補償していくことも務めではないかと思っているところでございます。

○ 檜谷分科会長代理

よろしいですか。どうぞ、縣先生。

○ 縣臨時委員

この業務自体、非常にステークホルダーとの関係で難しいということはよく分かるのですが、平明に考えると、施策相互に論理矛盾があると思います。最終的な形として何をねらっているのか、つまり、定着していただいてそこで環境を守るのか、あるいは移転を促進するというのにねらいがあるのか、どうしても矛盾を感じます。ですから、本省も政策方針としてどのような方向でこの問題を解決されようとするのか、それをはっきりさせた上で、機構としては本事業の中で、併存してもいいですが、どこに重点を置いて、決着させようとしているのかがよく分かりません。方針が立てられないというところがあるのかもしれませんが、それが分かれば

どこかに事業をシフトしていくことができるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○ 荒川課長

空港環境対策というのは、飛行機の騒音を小さくすること、飛行コースを考えること、そもそも空港を海上につくることなどいろいろなことで地元の住民の方に迷惑をかけないようにしているわけでございます。この移転補償も、積極的に出ていきなさいということではなくて、耐えられないから出ていきたい方にはきちんと補償します、面倒をみさせていただきますというものです。ただ、やはり土地でございますので、そこに住んでおられる方、出ていかれない方、出ていきたくない方がもちろんいらっしゃるわけですので、そのような方々には少なくとも室内での環境は保証させていただきますということでございまして、積極的に出ていきなさいというのを、騒音対策の立場として取っているものではございません。

○ 榎谷分科会長代理

よろしいですか。どうぞ、河村先生。

○ 河村臨時委員

似たような話になると思いますが、緑地造成事業についてもお尋ねいたします。視察のときにもお尋ねしたのですが、なぜ緑地にしなければいけないのかがいまだによく分かりません。法律で決まっていますからというご説明を今までも伺ってきたのですが、なぜなのかがよく分かりません。空港の際のところ工場が引き続き建って、操業していらっしゃる現場も拝見しましたが、なぜそこをどかしてどうしても緑地にしなければいけないのかが、やはりよく分かりませんので、そこまでして1つの事業として掲げることの意味があるのかをお伺いしたいと思います。

○ 荒川課長

ご視察いただきまして、ありがとうございます。ご視察されたときにも工場はございました。私どもは、あそこで工場をやりたい、騒音斉合施設だからやりたいという方についてまで、先ほども移転の話がございましたが、強制的に移転させることは適当でないと考えてございます。

ただ、特に音のうるさい第三種区域と呼んでいる空港周辺から出ていかれた部分については、緩衝地帯として、そこには改めて新しい人が入ってくることをないようにするために、ただ空けておくのではなくて、さらに音を防止するためにも緑地にするのが好ましいであろうということから、緑地を整備しているものでございます。

○ 縣臨時委員

恐縮ですが、空港周辺整備で、特に今回は2つ具体的に対象区域が分かっているわけですね。そうするとその周辺区域をどのようにするという方針があつて、それに向かつてどのような施策を打つかということはお採りにならないということですか。つまり、今の状況は、いろいろなメニューがあつて、その都度の状況で適当な方法を選ばれた結果、その周辺区域はこのような結果になっていますということに過ぎないと思います。ですから、どの施策についてもお金を出さなければいけないということになっているのではないのでしょうか。

周辺区域をどうするという方針をお立てになつて、その上でそれに適合した事業を、例えばこの5つの中ではどこに重点を置くということをお考えにならないと、いつまでたつても同じことをずっと続けていかなければいけないということになると思うのですが、いかがでしょうか。

○ 荒川課長

私の説明が足りなかったのですが、周辺整備事業を行う場合には、特に大阪と福岡につきましては、知事がそれぞれ空港周辺整備計画をつくつて、国交省が認めております。この地域は特に緑地にしたり、あるいは必要な騒音斉合施設をつくつたりという地元等の要望に基づく計画がございまして、それに従い機構も整備を行つていましてご理解をいただければと思います。

○ 縣臨時委員

ですから、そこに最終的なイメージがあつて、それを実現するために、例えばこの5つの施策が整合的であつて、かつどこに重点を置いたらいいのかということが決まっているわけですか。そのような計画であれば有意義だと思いますが、そうではなくて、メニューの中でヒューリスティックに選ばれ、最終形が決まるというのでは、整備という概念には適合しないと私は思います。

○ 荒川課長

委員がおっしゃるように、ここには家を全くなくしてしまう、ここは全部緑地にするといった、きちんとした将来的な絵にはなつてございません。しかし、第3種区域については緑地にする、それから第2種区域内で移転したい方には、きちんと移転を保障するという、住民の意思を尊重しながら、結果としてそのような状況になっているということを申し上げたいと思います。

○ 榎谷分科会長代理

よろしいですか。今日ご説明いただいた資料4のところ、代替地造成事業についても、ニー

ズに即した事業の実施を図ると書いてあるのですが、代替地造成事業の対象となる処分地はもうまったくありませんよね。まだやるのですか。

○ 荒川課長

持ってございません。

○ 樫谷分科会長代理

まだやるのですか、それとももうやらないのですか。実施を図るということは、何か別のことをやるのかという感じがしたのですが、これはどのような意味を持っているのですか。代替地造成事業については、土地保有リスクの低減を図りつつ、移転者のニーズ等に即した事業の実施を図ると書いてありますね。やるのかやらないのかよく分からないので、どのようなことになっているのですか。

○ 荒川課長

移転される方は、次はどこに行くのかというのが非常にご関心のあるところでございますので、いつ出てくるか分かりません。したがって、それほど人員を配置するわけではないですが、続けてやっていきたいということを申し上げます。

○ 樫谷分科会長代理

造成事業をやるということですか。

○ 荒川課長

当面、行う予定はございません。事業としては持っておきますが、造成して土地を変えるという計画はございません。

○ 樫谷分科会長代理

やるかも分からないですが、とりあえず持っておくということですね。

○ 荒川課長

はい。

○ 玉井臨時委員

それで伺いたいのは、そのために職員を配置し、お金をかけるということをするのでしょうか。

○ 荒川課長

それはいたしません。

○ 樫谷分科会長代理

それでしたら持っている意味がありませんよね。必要なときにまたやったらいいような気がします。それは個人的な感想です。ほかに何か。

○ 河村臨時委員

再開発整備事業についてお尋ねいたします。いろいろ実際の例もみせていただいたのですが、やはりなぜ機構による実施でなければいけないのかと疑問に思います。まさにこれは民間でできるような話なのではないのかといまだに思っているのですが、その点どのようにお考えになっていますか。

あとは実際のやり方ですが、貸し付けてやってらっしゃると思うのですが、今の資産・債務改革の流れからしても、売却ということを考えてもいいのではないかと思います。もし売却した場合、法律上のネックというか何かそのようなことがおありになるのか、解消のめどがおありになるのかをお尋ねしたいと思います。

もう1つ、国有地の貸付についても、使用条件は1月に緩和されたと聞いておりますが、そういったことを受けて、どのように今後の対応をお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

以上、3つぐらいですが、お尋ねさせていただければと思います。

○ 荒川課長

3つのご質問をいただきました。1つでお答えさせていただきます。確かに国有財産の取扱の状況は変わりまして、民間の方々に貸付なり使用なりがしやすくなったということはございますが、一方で、これは主に2種区域の移転跡地でございます。行政財産として私どもが管理しているものでございます。なぜ行政財産のままかという、そこは出ていかれた跡ですので、さらに入ってこられることのないように管理してございます。

そのような土地でございますので、使用を許可する際の条件をみますと、やはり国の事務・事業の遂行上、その必要性が認められるときと定められております。そうでないと、ご視察の際にご覧いただきました、大きな物販施設できちんとした建物でございますので、すぐに出ていってくださいというわけにもいきませんので、国の意向を受けた主体が整備しなければならないであ

ろうということでございます。またそれを民間に売る場合、その一代限りはいいかもしれませんが、その後また住民の方々の希望とは違う施設になったりすることも避けなければいけません。

そのようなことから、これにつきましては私どもが機構に使用許可を出して、立派な建物をつくっても営業を継続していく、これもまた地元の市役所ですとか住民の方々のご相談しながらやっていくという意味においても、そのノウハウを持っております機構にやらせていくのがベストである判断しまして、再開発事業につきましては引き続き機構がやっていくべきではないかと考えてございます。

○ 樫谷分科会長代理

最後に、鈴木先生。

○ 鈴木臨時委員

今まで議論の中で十分ご認識したと思うのですが、組織面の見直しをしていただくということに関連しては、見直しに向けた考え方の中にも、将来の事業見込み等にも留意しつつ見直しを行うということで、我々としては事業の収束に向けた見直しをしてもらいたいということです。したがって、見直し当初案にも書いてありますが、見直しをこれから行うための具体的なスケジュール、あるいは具体的な見直しの内容をぜひもっと明確に示していただきたいです。

それから、30年以上も既に経過していると今までの議論の中にもありましたが、この事業実施を終了、あるいは終期を明確にするということと、当然、それに従って地元の自治体業務に移管するだとか、あるいは関連法人との統合を検討するという必要になってくるのではないかと考えていますが、これは後からで構いませんが、とりあえず、将来について簡単に答えられることがあればお答えいただきたい。

○ 荒川課長

騒音対策根本の問題なのですが、少なくとも大阪空港につきましては、先ほど申し上げましたが、現在、騒音を改めて測っているところでございまして、来年度中には騒音区域の見直しを行いますので、それに合わせて、将来的な機構の事業量、あるいは機構に必要な組織などについても見直しを行う必要があるだろうと考えてございますし、空港周辺環境対策そのものにつきましても、先ほど申し上げました民防事業の見直しなども抜本的にやらなければいけないと思ってございますので、これについても来年度中には結論をみる予定でございまして、これまでも申し上げてございますので、きちんとやってまいりたいと思っております。

以上です。

○ 樫谷分科会長代理

まだご質問たくさんあると思いますが、時間の都合もありますので、ここで空港周辺整備機構につきましましてはいったん議論を打ち切らせていただきたいと思います。また質問があると思いますので、事務局を通じてよろしくお願ひいたします。

続きまして、海上災害防止センターの見直し当初案の主要なポイントにつきまして、5分程度でご説明いただきまして、その後、質疑応答を行いたいと思います。それでは、5分以内ということでもよろしくお願ひいたします。

○ 三浦課長

海上保安庁環境防災課長の三浦でございます。

お手元に配布しております資料5に沿ってお話しをしまいたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず、海上災害防止センターの業務概要についてですが、万が一、油、それから有害危険物質が流れたときの防災措置普段からの予防的な対応として機材業務、消防船業務、事前の対応ということも含めて訓練及び現場に密着した調査研究をやっているところでございます。

これまでの効率化に向けた取組でございますが、運営費交付金など国からの支援を受けることなく、自己収入による自立的な運営体制を確保しており、一般管理費を削減するため、事務所を東京都新宿区から神奈川県横浜市へ移転しまして、事務所借料の軽減を図ったところでございます。それから函館支所を廃止することによりまして支所事務所の借料等の削減を図ったところでもあります。

また事業費を削減するため、国家石油備蓄基地にかかわります海上防災体制の見直しを行いまして、オイルフェンスとか油処理剤といった資機材の保管方式を、防災はしけに保管する方法から陸上に保管する方法とするなどの合理化をしたところでございます。

その次が、機材業務における証明書発行を電子メールで行うことにより合理化を図るなどの、コスト管理の徹底を図ったところでございます。

人件費を削減するために、理事1名、それから1支所の廃止に伴う支所職員などを含めまして4名、合計5名を削減したところでございます。それから役職員給与の引き下げなど、国家公務員の給与構造改革を踏まえまして、18年4月1日に職員の俸給表を平均4.8%引き下げ、さらに役員は6.7%の引き下げということを実施したところでございます。

今後の見直しに向けた考え方でございますが、引き続き、センターにおきましては運営費交付金等を受けることなく、自己収入による運営体制を維持しながら、防災措置等の国民の安全・安

心を確保するサービスを提供しているということも踏まえ、さらに効率的・効果的な業務実施体制を確立するために、平成17年に監査法人の方ですとか弁護士、地方自治体、それから船主団体の方といった有識者から成る検討委員会を設置し、具体的な提言をまとめ、見直しに取り組むこととしたところでございます。

業務の重点のところで書いていることは、今後は油だけではなく、有害危険物質も対象になるということで、平成19年4月から、法律改正によりまして新たに船舶所有者に対して防除措置義務等が課せられることになりましたので、センターにおきましては従来の取組に加え、化学防護服とかゲル化剤などの資機材の整備、あるいはネットワークを構築したりすることをやっていくわけですが、その場合も事業費については既存の施設及びネットワークの活用などを図ることにより、極力増加を抑制するように努めるということでございます。

それから、海上防災対応能力の維持・向上についてでございます。これにつきましては、端的に申し上げまして、訓練とか資機材の管理を従来同様しっかりとやっていくことで、防災措置に関して充実・強化・維持を図るということでございます。

その次のページの業務運営の効率化というところでございます。1つは、ITシステムの導入等により業務運営の効率化を一層推進して参ります。もう1つ、国家石油備蓄基地の防災体制の見直しにつきましては、九州地区の防災体制の見直しを行い、これにかかわる防災措置業務をより効率的に実施するというところでございます。情報提供の充実につきましては、財務諸表は当然でございますが、調査研究成果等の情報公開をホームページで行うなどしておりまして、引き続き、積極的に情報公開を行うこととしております。

それから自己収入の確保についてでございます。適切な受益者負担となるように、受益関係者の了解も得ながら、証明書発行料や訓練受講料は決定しておりますので、引き続き、そういった観点から受益者に過度の負担とならず、なおかつ自己収入を確保して自立的な運営体制を維持していきたいと考えております。

今後も引き続き、経費の削減とか随意契約の見直し等々を行っていきたいと考えております。
以上でございます。

○ 樫谷分科会長代理

ありがとうございました。ご質問いかがでしょうか。どうぞ、鈴木先生。

○ 鈴木臨時委員

ご説明ありがとうございました。基本的な業務の必要性という観点でご質問したいと思っております。私どもとしては、独法でなければならないという理由が明確でないと考えているわけですが、

そこで民営化できない理由として挙げておられるのは、防除措置業務の利潤性が低くて会社経営としては成り立たないということ、それから、民営化した場合に、大規模な油等の流出事故等が起きた場合に、迅速・効果的に対応できないのではないかと、さらに、強制徴収権の規定が民間にはなじまないのではないかとということをおっしゃるわけですが。

まず、1つ目の利潤性が低くということですが、先ほどのご説明の中にもありましたように、事実的な運営を確保しているという表現もございますように、財政支援を受けておられないわけですし、センター全体として収益を上げているということですから、これは理由にならないのではないのでしょうか。

それから2つ目の、民営化した場合にいろいろ迅速に対応できないのではないかとということですが、もともとセンターの業務は海上保安庁長官からの指示や、あるいは船舶所有者からの委託ということで行われているわけで、船舶所有者から手数料をもらって機材等も配備するというところになっているわけですから、これは組織形態とは全く無関係だと我々は考えるわけで、ご説明の趣旨が我々は理解できません。

それから強制徴収権につきましても、ほとんど発動実績がないということですから、これは逆に言えば、国による対応が可能であろうということ、それぞれの理由から、民営化が不可能という理由にはならないのではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。

○ 三浦課長

まず、民営化ということになりますと、全体としては若干の黒字とはなっておりますが、これは事故対応業務以外の業務収入によるわけですから、民営化ということになりますと事故対応業務については採算に合いませんので、当然、株主の意向ですとか設立者の意向により、採算が合わないものは切り落とされるのではないかとということが、1点、懸念でございます。

もし仮にセンターを民営化した場合にも、計画性や利潤性が低く、今申し上げたのと同じことですが、仮に事故対応業務が実施された場合の機材についても、機材業務の機材だけではなく、センターが独自に大型の油を回収する機材などを持っているわけであり、そのようなコストがかかる機材については、維持するのがなかなか大変であり、使ってもらえないのではないかとというようなこともありまして、24時間の365日体制のことを考えますと、なかなか厳しいのかなと考えております。

それから強制徴収の件でございますが、実は、1件ほど実績があるのでございますが、強制徴収というのは、タンカー以外の場合で、油濁基金からの保障がない場合などに強制徴収をまずして、それで最後にかかった費用については防災基金を取り崩すというスキームになっております。タンカーの場合には、まず油濁基金からの保障があって、それで足りない場合に国からの費用を

交付するというようなスキームになっております。これはあくまでも海上保安庁からの指示によりまして、行政代執行の代行と言っておりますが、実施する防災措置と一体を成すものでございます。「ナホトカ」のときの事故を思い出していただければ、あのときに仮設道路をつくって、油約2,800トン、10トントラックでいえば300台分の油を回収したわけですが、あれだけ速やかに実施するためには、このようなスキームがないと対応できないのではないかとということが、私の見解でございます。

以上です。

○ 樫谷分科会長代理

どうぞ、鈴木先生。

○ 鈴木臨時委員

まず第1点の利潤性の関連ですが、これは例えばそのような費用がかかったとしても保険だとか、あるいは、公益的なものですから、これは船舶事業者等の全体の負担だとか、いろいろなスキームが考えられるのではないですか。

2つ目に、そのような資機材を使ってももらえないのではないかとということですが、これは使ってもらえる・もらえないというよりは、それが必要であれば使わざるを得ないわけですから、それに対するきちんとしたルールを決めればいいわけです。それから強制徴収権についても、1件あったということですが、それは逆に言えば、国による対応もそれは可能なのではないかと考えられるわけが、いかがですか。

○ 三浦課長

今、現状においてどうかということからお話し申し上げますと、保険の対応ですが、例えば事故が起きればお金が出ます。人件費とかも、例えば今、年間5件は事故に対応しておりますので、その処理に1カ月かかったということであれば1カ月分の人件費が出るわけでございますが、5件分の5カ月分までしか賄えません。残る6カ月、7カ月分は、人件費についてはどうしても赤字が出てしまいます。さらに当然、事務所を構えておりまして、固定経費等々もそれに応じてかかるということですから、保険等ですべてが解決できるわけではないというのが1点ございます。

それから、事故が起きたときに保険等の対応でどうにかなるのではないかとこの点につきましては、仮に住民からいろいろなご意見が出た場合に、それに対してどう対応するのかということを考えれば、それがまさに「ナホトカ」号の事故の際に仮設道路までつくって油を防除したことが挙げられます。このような迅速な対応ができる体制が必要ではないかと考えております。

あえて補足で申し上げますと、国家的な緊急時計画という、油等の汚染事件に対する防災対策を定めた計画においてもセンターの役割が位置付けられてございます。防災と申しますのは国民の安全・安心の中核だと思っておりますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

それから強制徴収につきましても、これは1号業務とセットの話でございますので、1号業務が必要ということになりますと、センターに指示をすれば、それに伴いまして強制徴収なり国庫からの補てんというのが必要になってくるということでございます。

○ 樫谷分科会長代理

玉井先生、どうぞ。

○ 玉井臨時委員

今の3点目のところから申し上げますと、私どもは別に強制徴収が必要ないとは言っておらず、このセンターがやる必要はないだろうと考えているわけです。今いみじくもおっしゃったとおり、これは行政代執行の代行であって、代行しないで海上保安庁長官がやればいいのではないですか。何十年に1回かしか起こってないわけですから、そのようなときのために常設のセンターが独法という形で必要ではないだろうということを申し上げているので、そこはぜひ再考いただきたい。

さっきの1点目、2点目に戻りますが、このセンター自体、基本的には業界の事故保険の仕組みであって、何か事故が起こったときにいきなり負担金全額を払わされるのはたまらないから、みんなでお金を出し合おうというのがこのセンターの基本的な在り方であって、これ自体が事故保険の仕組みですから民間でできないはずはないというのが私どもの視点です。

先ほどおっしゃった「ナホトカ号」の事故のような、住民の声を聞いて、いわば手厚いことをやりましょうということは民間的な意味では必要ないですが、政治的な意味で、あるいは住民の意思を考えると必要な手厚いことをやりましょうということであれば、それはまさに国が面倒を見るべきなのであって、そのときに予算措置をして、民間団体でつくっている民営化された防災センターに予算でお金を入れるべきなのであって、そこまで民間のお金でやるべきではないという整理であろうと思います。

○ 樫谷分科会長代理

いかがですか。

○ 三浦課長

今、おっしゃいましたとおり、強制徴収の話ですが、結局、1号業務が必要かどうかという

ころで、まさに強制徴収についてどこまでセンターがやるのか、国がやるのか、国に移管すべきではないかという話ではないかと思うのですが、実は海上保安庁は事故が起きたときには、第一義的には船舶の海難救助、人命救助、それから二次災害の防止、巡視船で事故船舶を海岸にたどり着かないように引っ張ったりとか、警報を出したりとか、警戒業務をしたり捜査活動をやったりするのが一番重要な業務だと思っております。

それに加えて、必要であれば1号指示を出すわけでありますが、防災措置というのはそもそもできる限りのことはやるべきだと私は思っているわけで、それに伴う対応は十分に実施する必要があると考えております。

○ 玉井臨時委員

全然説得力ないですよ。強制徴収権はもともと国の業務なのであって、それを代行させられているのを、国に戻すべきだと言っているわけです。それから手厚いほうについても、もともと強制徴収権というのは国にあるのであって、海上保安庁長官が1号業務で指示を出すのであれば、強制徴収を国がやるのは当たり前のことです。それを代行させる必要はないだろうと申し上げたのです。

○ 三浦課長

あと申し上げられるのは、強制徴収権はタンカー以外の船舶だけの場合ですので事例は少なかったのですが、普通のタンカーの場合は強制徴収という形ではなくて、国からの費用交付という形が法律上明記されておるわけです。したがって、それは、先ほど申し上げましたような、1号業務とセットの話でございますので、やはりどちらも私どもは必要だと考えております。

○ 玉井臨時委員

民間団体に費用を交付すればいいというのが私どもの立場です。

○ 檜谷分科会長代理

河村先生、どうぞ。

○ 河村臨時委員

同じ問題意識です。このような事業の必要性はよく我々も理解しているつもりです。ただ、どこが担うことが適切かということが問題になっていると思います。問題意識はほかの先生から指摘があったとおりですので繰り返しません、今回の見直し当初案の中の諸外国における公的主

体による実施状況というのをみますと、1つだけ韓国のケースが書いてありますね。逆に言えば、ほかの国でもある程度海運の産業を持っている国であれば、このような手当てをしておくのは当然だろうと思いますが、ここに逆に韓国しかないということであれば、ほかの国では一般的に、船主の民間の団体がやってらっしゃるという理解でよろしいでしょうか。

○ 三浦課長

海外の事例につきましては今調べておるところでございますが、どちらかというと、このような業務は国もしくはそういったところに近いところがやっているのではないかと考えております。

ただ日本の場合、どうしても東京湾などという三大湾の人口密集地域をタンカーが大量に通るという事情があり、事故発生時には、漁業的な被害が、韓国も同様なのでございますが、ノリとかワカメなどの漁業被害がかなりの金額に上りますので、そのような観点から同様の業務を韓国でもやっておられるのかと感じております。

○ 河村臨時委員

正確なところを、後日で結構でございますので、事務局経由でお教えいただければと思います。

○ 樫谷分科会長代理

よろしいですか。

では、まだほかに質問したいこともあるのですが、時間でございますので、海上災害防止センターにつきましては、これでいったん議論を打ち切らせていただきたいと思います。また事務局を通じてご質問がいくと思いますので、回答よろしく願いいたします。ありがとうございました。

続きまして、都市再生機構の見直し当初案の主要なポイントについて、5分程度でご説明いただきまして、その後質疑応答を行いたいと思います。それでは、ご説明を5分以内でよろしく願いいたします。

○ 河村課長

住宅局の総務課長をしております河村と申します。よろしく願い申し上げます。座って説明をさせていただきます。

見直し当初案の概要でございますが、もうご承知のとおりでございます。業務内容は現在、大きく3つの柱でございます。1つは都市再生事業でございます。そこでございますように、大規模な工場跡地の土地利用転換等々の都市再生に関する基盤整備を、専ら民間事業者の上物整

備の支援として行っておるというのが1つでございます。2つ目が、77万戸の賃貸住宅事業の現在のストックの管理でございます。あるいはそのリニューアルです。3つ目が、経過措置業務と言っておりますが、これは従来やっておりました新しいニュータウンの事業を、今後10年間で新しい投資は終了いたしまして、その時点で売却処分をしていくこととされております。

これまでの取組でございますが、組織人員の見直しも図りましたし、2つ目のところでございますように、ニュータウンでは現在の、来年度で終わります中期計画期間中に2,000ヘクタールの供給・処分という目標を1年前倒して達成する見通しでございます。さらに、独法発足時にございました7,300億円の繰越欠損金も、計画を上回るペースで現在のところ解消に向かっております。

今後の見直しでございますが、全般的には、今ご置います経営改善計画を徹底して実行していくということ、それから資産の圧縮。土地売却を含めまして、圧縮をさらに図っていくこととご置います。

特に都市再生事業につきましては、民間のみで実施困難な事業ということで、先ほど申し上げました基盤整備に重点を置いて民間の上物の事業を支援していこうと主眼にしておりますし、もう民間で十分できるというエリアでは、その売却をどんどん進めていき、さらには、土地を最大限有効に利用するというところで、事業総価値の最大化を目指して、売却価格のアップを図るといようなことに取り組んでご置います。

それから賃貸住宅でございますが、もう既に新規に用地を取得して賃貸住宅を持つということはやめておきまして、今後は77万戸の建替え、リニューアルということが主眼になるわけです。特に最近、住宅セーフティネットということがよく言われておきまして、先の国会でも住宅セーフティネット法という法律ができましたが、公的賃貸住宅を中心にいたしまして高齢者、子育て世帯等々、賃貸住宅を必要とする世帯の方々への供給のために、公的賃貸住宅がトップランナーとしてきちんとした役割を果たすべきだということで、このようなことのためのリニューアルに力を入れていくという方向性を、今、出しておるわけでございます。

一番下のところでございますが、現在も一部建替えに着手をしておりますが、抜本的に建替えリニューアルをいたしまして77万戸の規模を縮小するという方向は既に出しておきまして、そのために必要な措置を今後とっていくことによって、削減目標を明確にしていきたいということとご置います。次のページでございますが、77万戸の縮小に向けまして、公営住宅として公共団体に譲渡する等々の働きかけをこれからしていきたいと思っております。

それからその次の「○」でございますが、関連会社の整理合理化につきまして、出資者である地方公共団体との協議を進めていきたいと考えております。

最後に入札の関係でございますが、現在、民間に発注できるものは相当程度発注しております

が、それ以外でも、現在の居住者サービスの質を下げないことを一定の前提に置きまして、そのコスト削減が民間発注によってできるかどうかを比較検証した上で、競争性のある入札方式で外部発注をしていきたいと考えております。

最後に組織の見直しでございますが、14年当初5,000人近くあった組織が、現在では、中期計画の目標年次までに4,000人体制、さらに次の中期計画の目標年次までに4,000人からさらに2割削減するという方向で、現在、実施しておるところでございます。

以上でございます。

○ 樫谷分科会長代理

ありがとうございました。それでは、ただいまご説明いただきました都市再生機構の見直し当初案につきまして、ご質問ございましたら、どなたからでもご発言いただきたいと思います。

まず、私のほうからの質問ですが、都市再生事業について、これは地方公共団体や民間などでもやっているのですが、機構がやらなければいけないということについて私もまだ十分理解できていません。機構のミッションと都市再生事業、地方公共団体とか民間でもやっている事業とのからみで、機構の役割についてもう1つよく分かりません。その採算についても、どのようにして採算をとろうとしているのでしょうか。この前、視察をさせていただいて、土地区画整理事業の例を見せていただいたのですが、それでもよく分からないので、収益が出る構造について、もしそのような例があったらご説明いただきたいと思いますということと、市街地開発事業の採算モデルにつきましても、どのような資金でどのような投資を行って、どのように回収してどのように収益が出ていくのかということについて、できれば時系列的にご説明いただきたいと思います。今ご準備ができなければ、後でも結構でございます。

○ 河村課長

詳しくはまた資料でご説明したいと思いますが、まず機構のミッションといたしまして、例えば豊洲を想定していただきますと、あそこは基本的には、民間のプロジェクトでどんどん上物の整備が進んでおります。それ以前の土地利用の場合は倉庫とか港湾機能を持った土地でございましたので、基本的に街路がない、道路がない、公園はもちろんないということでございまして、街路を通し、街路の下にライフラインである電気、上下水道、ガスというものを通して、必要な公園も都市のルールとして造った上で区画をきちんと整備し、その区画に民間のプロジェクトとして上物を建てていただくということです。基本的に地べたの整備というものが都市再生機構のミッションとしてあって、その整備をした上で、上物整備を民間が区画ごとにプロジェクトを進めていただくという役割分担で、今、やっておるということでございます。

○ 樫谷分科会長代理

豊洲は墨田区ですか。江東区ですか。

○ 河村課長

江東区です。

○ 樫谷分科会長代理

江東区の役割とどう違うのですか。道を造ったり、整備したり、公園を造ったりというのはどう違うのでしょうか。

○ 河村課長

江東区になりますと、大規模な都市開発事業の部隊といいますか、組織・人員も含めましてなかなか経験者が少のうございます。東京都あたりになりますと、各区でいろいろなプロジェクトを年がら年中行っておりますから、それなりに定常的な組織と人員がございます。ですから、公共団体の規模によりまして、あのような大規模なプロジェクトを進めるための組織・人員を定常的に持つておけるかどうかというところは、やはり公共団体の規模によるのだらうと思います。

○ 樫谷分科会長代理

東京都ならやれるということですね。

○ 河村課長

東京都とか神奈川県とか、横浜市というような政令市ですと、それなりの規模の都市再生事業を手がけておられます。

○ 樫谷分科会長代理

それでは、なぜ東京都がやらないで、都市再生機構がやるのですか。

○ 河村課長

そこはもう役割分担がございまして。

○ 樫谷分科会長代理

ですから、どのような役割分担なのかがよく分かりません。

○ 河村課長

基本的に、公的主体としてやるべきところというのは、一定の規模と広域的な町づくりにとって非常に重要な拠点であるということでピックアップし、その中で東京都と都市再生機構がどのように役割分担していくかは、その個別のケースで議論しながらやっていくというのが実態です。

○ 檜谷分科会長代理

これが非常に曖昧で、役割、ミッションがよく分からないということです。豊洲の例でいいですが、東京都と江東区と機構と、もちろん国もあるかも分かりませんが、それぞれの役割がどうなっていますか。話し合いながらケース・バイ・ケースだと言われたら、みんなケース・バイ・ケースになってしまいますので、その辺がどうなっているのかよく分かりません。採択するものとしらないものとどう違うのでしょうか。この場合はこのようなものは採択しなかったけど、これはしました、そこではこのような基準でしたというなら、分かるのですが、それが非常に曖昧になって、結果的にずるずるとやるのではないか、無制限にやるのではないかという、国民的に言えばそのような懸念がありますので、それに対してきちんとした答えを持ってきていただきたいということでもあります。

○ 河村課長

はい。分かりました。

○ 檜谷分科会長代理

あとシミュレーションも後でまたよろしくお願いします。鈴木先生、どうぞ。

○ 鈴木臨時委員

今のご質問と関連するわけで、一定の規模や公益性ということは、これは民間がやっていることも同じですよ。別に独法がやる場合のみに限られるわけではないと思いますが、いかがですか。

そこで具体的にお聞きしたいわけですが、これまでの説明では、関係者間での意見調整とか利害調整が必要となって大規模だと、あるいは権利関係がふくそうして調整困難だと、あるいは民間では実施困難だということで、このようなところについて機構が事業を実施しているとの説明があったのですが、そうすると、そのようなふくそうして調整が困難なものについては、依頼が

あれば何でもやるのでしょうか。先ほど、依頼があればやるということですので、依頼があれば全てやるのかどうかお答えいただきたいと思います。

それから2つ目は、民間事業者で実施困難なものとおっしゃっているわけですが、ほとんど今では、多少の時間的な問題はあるのかもしれませんが、民間が相当大規模な開発もやっているわけで、したがって、実施困難なものというのはどのようなことなのでしょう。

それから3つ目は、地方公共団体からの要請に基づいて支援を行うということですが、それは支援ということになるのでしょうか。

4つ目に、支援と書いてありまして、機構施工というものがパンフレットの中に出てくるわけですが、これは支援なのか、それとも機構が主体としてやっているのかというのが重要な問題になるのではないかと思います。これについていかがでしょうか。

○ 河村課長

まず、要請があれば何でもやるのかというご質問ですが、要は独立行政法人ですから、それなりの採算性はまずみさせていただきます。それから、区なり、あるいは市なりができるぐらいの規模かどうかというものもありまして、それほど小規模なものについて機構が出ていく必要はないだろうという一定の判断はございますが、ただ、大規模で街づくりの観点で重要だと思われるものであれば、採算性を検証させていただいた上で機構が実施をするという方向で議論はさせていただくということでございます。

それから、民間が実施困難というのは先ほど申しました基盤整備のところでございます。上物の建設は、全くそれは否定しません。民間でできるものはやっていただくということで整理しておりますが、基盤整備のところ、例えば密集市街地のクリアランスで再開発することになりますと、まず、移転をしていただきます。移転していただいた後に街路を通し、その後で区画をきちんとした上で上物整備をするということになります。その条件整備は、なかなかこれは大変なことでありますので、長期的に組織と人を張りつけておけるかどうかということで、大規模な都市再生事業を長期にわたってやっておる組織が有利であろうということで、民間との役割分担はその辺でつくのではないかと考えております。したがって、そういった権利調整とか権利調整後の基盤整備は、民間が行う上物整備の前段階として機構が支援ということに当たるのではないかと考えております。

それから機構施工ということは、一部の事業を除きまして、上物は基本的には民間主体で整備をしていただく、あるいは民間と一緒にその事業に入っていただいて、民間の資金なりノウハウでやっていただくというのが基本でございます。機構施工といいますが、機構整備の部分といったようなものが主体であります。一部、法定の再開発事業ですと、法律で定められた権利変換

計画という複雑な上物の計画まできちんと策定しませんが、そこがあまりない時点で民間にお入りいただくのはなかなか難しいので、法定の再開発事業は、一応は自己完結的に都市再生機構が施工主体となってやることになっておりますが、それ以外の任意の再開発事業ですと、自由に民間のご意見をプロジェクトの企画段階からお聞きして共同でやっております。上物は、基本的に民間の自由な発想で建てていただくことを基本にやっておるつもりでございます。

○ 鈴木臨時委員

1つだけ確認したいのですが、国の政策やそのような必要性についての考え方はどのような観点でしょうか。

○ 河村課長

都市計画というのは、ご承知のように、地方分権の議論がありますと必ず、要するに地方に権限をおろせということで、都市計画法ではほとんどの権限は地方公共団体においております。公共団体が基本的に都市計画決定され、都市計画事業の決定もされるということになっておりますが、ただ実施になりますと、先ほど申し上げましたように、組織と人、経験、ノウハウ、あるいは資金的な手当てといういろいろな問題がございます、その実施部隊として大規模な組織が必要な場合に都市機構が出ていく場面があるのではないかとということで、役割分担を明確化させたいと思っております。

○ 鈴木臨時委員

そうすると、第一義的には国の政策とか全体的なマクロ的な施策というのがまずあるということですね。

○ 河村課長

そうですね。

○ 鈴木臨時委員

そうではないのですか。それはないのですか。

というのは、先ほど、それだけの採算性と規模があればやると言っているわけですから、それだけでやっているのだということになれば、これは民間と全く同じですね。そのところを今確かめたかったわけです。これは、またいずれじっくりお聞きしたいと思います。

○ 檜谷分科会長代理

河村先生、どうぞ。

○ 河村臨時委員

今の続きになりますが、伺っていて、民間ではできないところの事業に限定しているとおっしゃられました、いまだによく理解できません。基盤整備に限定とおっしゃるが、自治体との役割分担はどうなのか、どうもまだ理解がなかなかできないところがあります。今、鈴木先生からもあったのですが、機構にいろいろなお話を持ち込まれてくるのは、今、課長もおっしゃられたとおりに、組織の問題、ノウハウ、それから経験がいっぱいあるとか人材がいらっしゃるとか、いろいろおありになろうかと思えますし、そのようなものが機構として蓄積していらっしゃるからお仕事に来るといふところもきっとあると思えます。

しかし、それは国の後ろ盾があるからというわけでも、必ずしもないのではないかという気もしまして、なぜこの機構のこの事業を独法でやらなければいけないものなのか正直言って分かりません。それなりに収益も上げていらっしゃいますし、民営化というのを1つの選択肢としてお考えになっていただいてもいいのではないのでしょうか。そうすると、先ほど課長がおっしゃられた組織、人、経験、みんな活かしますよね。

あと資金的な手当てとおっしゃいますが、それは別に何らかの形でつけることはできるのではないのかと思えますが、どのようにお考えでしょうか。

○ 河村課長

基本的に社会インフラが整っていない土地、ありていに言えば、道路、河川、公園、上下水道みたいなものですね。地べたを基本的に土地利用転換する場合には、大規模に変えないと商業施設も住宅も建たないという土地利用転換の際。そこは道路だって民間で造れるのではないかとおっしゃるかもしれません。確かに物理的には確かに民間に発注しておりますが、その前段階の道路ネットワークの計画や、そこに入れるライフラインの調整は、やはり公的機関の責任としてやるべきだと思いますし、その公的な公共物の管理の権限まで民間にどんどんおろしていいという世界になれば、今、先生がおっしゃったような議論になると思いますが、基本的にはまだ公共物は公的管理者の管理という体系になっておりますので、そこを新たにつくる、いじるということになるときには、公的な管理者にかわってそのようなものを施工する権限を持っている準公的な主体がやるということが自然なのではないかということでございますが。

○ 河村臨時委員

自治体もおありになるのではないかと思いますので、議論はさせていただければと思います。賃貸住宅についてもお尋ねしたいのです。新聞の報道等でも拝見しておりますし、いろいろな面で重点化をお考えになっていらっしゃるのは今のご説明でも分かったのですが、そもそも論からお尋ねさせていただきます。この前のワーキングでのヒアリングのときにも伺いましたが、機構として賃貸住宅をどのような方々のためにやるのかという、そもそものミッションの確認をお願いしたいと思います。

いわゆる自治体が行っている公営住宅の対象になるような方々、それから逆に、民間の賃貸住宅の結構高い家賃でも入れるような方々ではなく、その真ん中ぐらいの中堅所得層を対象に賃貸住宅を供給するというのがそもそものミッションだったのではないのかと思うのですが、今回の見直しの方向性を伺うと、何かそのミッションをお変えになるのかというのがはっきり分かりませんので、その辺をもう少し伺いできればと思います。

○ 河村課長

前回のワーキングで先生にそのようなご指摘をいただきまして、私もちょっと勉強し直したのですが、昭和30年の住宅公団法にはこのように書いてあります。住宅の不足の著しい地域において住宅に困窮する勤労者のために云々という目的がわりと明確になっております。その後、昭和56年に住宅・都市整備公団、あるいは都市基盤整備公団になりましたが、その法律では、特に不足の著しい地域というのは、基本的にその時代では戸数は充足されておりましたので法律の目的には書いておらず、住宅・都市整備公団法ですと住宅事情の改善を特に必要とする大都市地域で良好な住宅を供給するというございまして、特に不足の地域でなくても住宅の改善を要する地域であれば、法律の目的として賃貸住宅を供給するとうたわれております。それから勤労者という言葉も昭和56年のときには消えております。したがって、先生おっしゃったように、当初は大都市地域で労働者の大量流入があったときの不足を補うという意味が一番ミッションとして大きかったのですが、その後変化をいたしました。

現在のところは賃貸住宅の規模が、民間の賃貸住宅ですといまだに40平米が平均ということでございまして、持ち家は民間のものでもヨーロッパと遜色ない130平米台に平均でなっておりますが、賃貸は依然として40平米台でございますので、そこが少しファミリー世帯向けの供給が民間では足りないという事実がございます。そうしたファミリー世帯向けと、さらに、先ほど申し上げました、賃貸住宅弱者の高齢者や子育て世代、あるいは公営住宅階層、つまり所得の低い方々という、賃貸住宅弱者に対する供給ということに少しミッションがシフトしてきておるといことは事実としてあると思います。

○ 河村臨時委員

そのシフトというのがどのぐらいの割合になるのかを伺いたいです。ですから、賃貸住宅事業の方向性として、もし本当の意味で、今おっしゃられたような公営住宅階層の方々のところに特化するといふのであれば、それも1つの方針だろうと思います。もし、そうであれば、逆に、民間がやっているのと同じような家賃でやっているようなところは、基本的に売却して民間にゆだねるのが筋だろうと思います。そうではなくて、時代を経ていろいろ住宅事情が変わってきていても、そちらのほうのミッションがまだかなりの度合いで残っているといふのであれば、これを現代の状況に合わせて引き続き独法の事業としてやっていくのが果たして適当なのかどうか、やはり抜本的に民営化するという方向で考えたほうがいいのかと思います。ミッションの置き方によって、今後の検討の方向性にかなり大きな影響が出るのではないかと考えておりますが、その点いかがお考えでしょうか。

○ 河村課長

前回のご議論のときに申し上げたのですが、実態といたしまして、所得階層の下から20%の階層の方が、77万戸の賃貸住宅にお住まいの方の半分以上を占めておりまして、所得の低い階層で、しかも高齢化が相当進んでおりますから、低所得で高齢者の方の割合はどんどん増えているということが言えると思います。

したがって、実態としてそのようなことがあるものですから、建替えやリニューアルをする際にお金を都市再生機構としてかけますが、かけた分だけ家賃として頂戴できる状況かどうかという、半分の方はそうではないわけです。このため、トータルとしてそのようなセーフティネット機能を持ちつつ、経営体として独法の、いってみれば独立採算をとるために77万戸のストックをどのようにこれから改善していったらいいかということ、今、真剣に議論をしておるところでございます。

これらのことを踏まえますと、一刀両断に、このような階層向けというようにシフトをしてしまえばいいのではないかという議論は、なかなか実態としては難しく、徐々に高齢化するとか、徐々に低所得者が増えてきたというこの数十年の歴史を踏まえて、今後の見通しを誤らないように、しかもストックとして、資産として、今後だぶつくであろうということも踏まえながら、それをどう縮小していくかという非常に難しい議論を今させていただいておるところでございます。

○ 河村臨時委員

引き続き議論をお願いできればと思います。

○ 榎谷分科会長代理

森泉委員、どうぞ。

○ 森泉委員

今の話と若干似たような議論になるのですが、当初の目的と大分変質してきておりますね。お願いしたいのは、都市再生機構が担うべき役割を、ターゲットを絞られたら考えてみてはいかがかなと思います。

今おっしゃったように、第1分位の半数が高齢者で、高齢者は、年金だけですから当然低所得になりますから、今後どんどん増えてきてしまうとなれば、これは都市再生機構のミッションと
いうか、むしろ公営住宅におけるミッションであるという感じがいたします。ですから、ここで公営住宅が担うべき役割と多少変わってきておりましたが、従来の都市再生機構の役割であるファミリー世帯であるとか中堅所得者というミッションとが今混在してしまったという感じがいたします。

私がお聞きしたいというか整理していただきたいのは、国の新しい住宅政策との関連で、もう1度、そこのところを整理して、従来のミッションと公営住宅とのすみ分け、あるいは公営住宅から少しこちらに移るのであれば、もう少しその辺を明確に住宅政策との関連でご検討願いたいと思います。

○ 河村課長

ありがとうございます。先生の今おっしゃった議論は、先ほど申しあげました住宅セーフティネット法という、前の国会で成立した法律のときに大変議論がございました。おっしゃるように低所得者向け住宅は、公営住宅法で地方公共団体の責任としてもう法体系ができております。しかしながら、実態として公営住宅の数は全く増えていないし、むしろ地方公共団体は手放したい一心であります。このため、セーフティネットは公営住宅だけではもう現実に破綻をしておると
いう前提に立って住宅セーフティネット法という法律ができて、都市再生機構の賃貸住宅、それからそのような子育て世代、高齢者であっても入居制限しないという民間賃貸住宅の情報も含めてトータルでそのような方々に、セーフティネットとして賃貸住宅の供給義務があるのだということを、民間事業者の努力義務も含めて制定した法律が住宅セーフティネット法でございまして、先生のおっしゃった議論はまさにその法律に明確になっておって、それを都市再生機構としてどのようにいくかということが、今、課題になっておるところです。

○ 森泉委員

大体分かりましたが、それなら機構が公営住宅のほうにシフトすればいいのではないかという気もちょっとしないではありません。最終的には国民の80%が自分の家を持つという現状の下で、中堅所得層であるとかそのようなところにターゲットを絞って今まで来た、あるいはこれからも半分そうするというのであれば、少しそこは問題があるのかなという気がいたします。

以上です。

○ 樫谷分科会長代理

鈴木先生、どうぞ。

○ 鈴木臨時委員

もう1つ重要な問題として、この見直し当初案にも出ていますが、関連会社との関連ですね。この概要に書いてある点について、まさに具体的な理由、要するに民間ではなくて関連会社に委託している理由、あるいはコストの違いだとか、あるいは契約の仕方についてもっと数値目標なり指標をきちんと示していただいて回答していただきたいということで、非常に強い問題意識を持っているということと、それをお願いするというので、質問に代えたいと思います。

○ 樫谷分科会長代理

今のよろしいですか。

○ 河村課長

例えば今賃貸住宅の管理に関して、外注しているのは概算で3,000億円ぐらいございますが、既にその3分の2の2,000億円は純粋民間の企業に発注しております。残り1,000億円は関連会社に、どうしても入退去のときの細かい修繕や、あるいは夜中に水道管がおかしくなったとかいう、非常に緊急性が高かったり、細かい管理の業務は、大家としての最終責任がございまして、それを全部民間にゆだねてしまうというのはなかなかできづらいところがございまして、一般論としては、民間の発注になじむものはできるだけやっていきたいと思っております。一生懸命やっておるつもりですが、驚くような数値目標というのがなかなかお示しできないのははなはだ遺憾でございまして、そのような実態でございまして、3分の2はもう民間に発注しております。

○ 鈴木臨時委員

しかし、あと3分の1もやるべきではないかということを我々は考えておるのですが、いかがですか。

○ 樫谷分科会長代理

今のことを申し上げますと、要するに、ここで子育て世代とか、あるいはファミリー、勤労者、高齢者といって、ゆりかごから墓場まで全部面倒をみるみたいなイメージで受けてしまい、結局、そのターゲットがはっきりしません。森泉委員がおっしゃるように、どうしようとしているのか、何でもやりますよというのでしょうか。それは国民が許せばそれはそうなのかもしれませんが、おそらく許さないと思います。ですからやはりターゲットをどこに絞るのかは重要だと思います。困っている方に確かにセーフティネットは大事だと思いますが、何でもやりますよみたいに、議論を聞いているとみえますので、その辺は明確にさせていただきたいというのが1つございます。

それから、セーフティネットは非常に重要だと思いますが、やるとしたらやはりできるだけ合理的な価格でやっていただかなければいけません。このときに、関連会社あるいは関連法人がたくさんあるのですが、本当にコストが安くなっているのか、どうも高いものについているのではないかと疑問に思います。天下りではないですが、天下りを養うために結果的に高いものについているのではないかというような気がします。

ですから、どこがやっていただこうと別に構わないのですが、本当に安くて質のいい管理ができていくのかということが基本的に問われているのではないかと思います。相当たくさんのおわゆる外注費というのが関連団体に出ておりますが、本当にあれほどたくさんコストがかかるものなのでしょうか。もっと半分ぐらいでできるのではないのでしょうか。これは誤解かもしれませんが、例えば、もっと安くできるのではないかと思います。それこそ民にもっと入っていただいたら、普通、市場化テストを導入しても相当安くできますね。その辺をもう少し精査していただいて、やるとしたら、本当にコストを安くできるにはその関連団体なのか民間団体なのか、それをどうやって国民に説明するのか、そのような議論をしっかりとさせていただきたいと思います。

○ 河村課長

一言だけ。残っている3分の1のところは、いつ入退去が発生するかや、このどこを修繕すべきかが、ばらばらでございます。このため、定型的にここをこのようなスペックでこのように直せと発注ができないので、そこはコストの削減は相当難しい部分だろうと思います。ただ、ここに書かせていただいたように、一定のサービスレベルを維持して、コストが下げられるかどうかはきちんと精査しながらやっていきたいと思っています。

○ 檜谷分科会長代理

そうですね。そこが重要だと思います。

○ 河村課長

対応しながらやっていきたいと思います。

○ 檜谷分科会長代理

民間の賃貸住宅でも同じ課題があるはずですが、何もかも100%満足というのはなかなか難しいと思います。そのサービスの質もどの程度しなければいけないのか、それも含めて検討していただきたいと思います。それは高いほうがいいに決まっていますが、機構だからどうしても言われている高いものについてしまっていると思うので、それはどの程度のサービスを提供するのだ、又はそれはだれが担うのかということもしっかり議論していただきたいと思います。

よろしいでしょうか。まだ質問したいこともたくさんあると思いますけれども、時間の都合もありますので、ここで都市再生機構につきましてはいったん議論を打ち切らせていただきたいと思います。

本日は、ご説明いただきました皆様におかれましては、ご多用の中、ご協力いただきまして大変ありがとうございました。

当分科会といたしましては、本日の議論などを踏まえつつ、今後主要な事務・事業の見直しに関する審議を深めてまいりたいと思いますので、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、本日は、時間の関係で十分な質問ができなかった委員がおられるかもしれませんが、その場合は、後日、事務局を通じて照会したり、必要に応じてワーキング・グループで再度ヒアリングをお願いすることがありますので、その際にはご対応方、なにとぞよろしくお願いいたします。

国土交通省の皆様方にはご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

以上で、本日本日予定の見直し当初案に関する府省からのヒアリングを終了いたしたいと思います。時間が大幅に超過して申し訳ございませんが、最後に、事務局から報告事項等がございましたらよろしくお願いいたします。

○ 白岩評価監視官

特にございませんが、明日もこの場所で1時半から、厚生労働省所管3法人と内閣府所管1法

人でございます。今日は長時間ありがとうございました。

○ 檜谷分科会長代理

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会を終了したいと思います。

本日はご多用の中、ご出席賜りましてありがとうございました。

— 了 —